

経済と経営 16-2 (1985.9)

〈論文〉

水田利用再編対策と転作対応
の諸類型
——道中稲作中核地帯における水田利用再
編対策の実態と諸問題——

岩 崎 徹
仁 平 恒 夫*

1 はじめに

北海道における水田利用再編対策は第一期対策最終年度の昭和55年には転作率が44%（第二期対策初年度の56年には47%）となり、全国の転作面積の5分の1以上が割り当てられ、北海道稲作の歴史にとって新たな局面を迎えた。道内の割り当ても極度な傾斜配分である。これは、昭和48年までの「実績」にもとづく配分とはいえ、極度な傾斜配分はさらなる地域分化を推し進めた。本稿の調査地でもあり、道内最大の稲作地帯である空知支庁（水田本地面積は9.4万haで道の面積の38%、水田比率は78%）は30%強の割り当てである。この転作率30%という数字が何を意味するかは本稿で実態を通じ明らかにしていきたいが、空知支庁が大規模な水稻単作地帯であるだけに、北海道の中では相対的に低い割り当てとはいえ、その構造変動にもつ意味ははかり知れないものがある。

* 農林水産省北海道農業試験場農業経営部研究員。

本稿の課題は、道央稲作中核地帯の秩父別町を事例に、水田利用再編対策の実態、とくに昭和 55～56 年以降急激に広がった上小作(転作田をめぐる貸借関係)に焦点をあて、構造変動の実相に迫ろうとするものである。さらにそのことを通して水田利用再編対策のもつ問題点、政策矛盾の性格を明らかにすることが課題である。

秩父別町を調査対象地として選んだのは、以下の理由による。

① 秩父別町は、転作の配分に関して集落間の調整を行ない、町内全域にわたるとも補償(互助制度)が水田利用再編とともに始まり、今日に到っていること。都府県と異なり道内ではとも補償を町村レベルで行った事例は決して多くはない。北空知など一部の町村に限られていたのであり、そのこと自体、都府県、とくにとも補償が多く見られる東北地方との比較も含めて検討すべき課題といえよう。ここではそれには触れないが、道内の決して数多いとはいえないとも補償事例のほとんどが、水田利用再編第一期対策の 53、54 年のわずか 2 年間しか継続せず、55 年の転作率の増加に伴い解消してしまったことと比べると、秩父別町において今日でもとも補償が続いているのは稀な例といえる。

② 秩父別町が属する北空知は、道内の高生産力・良質米地帯である。しかし秩父別町は、北空知の中にあっては必ずしも生産力の高い方ではなく、また 3 類米(ユーカーラ)は 1.3%と僅かであるが、1 等米比率は 94%で全道 1 位である(いずれも 59 年度)。集落間の生産力格差(土壌条件の違いが規定的)が大きく、集落間で転作対応の違いがあるのも本町の特徴である。

③ 転作配分に関しては全町的な“集団対応”を行なってはいるが、こと転作の生産に関しては基本的には個別的である。このこととも関連し、昭和 55～56 年ころより上小作が活発になってきたこと。

以上である。秩父別町は、以上の理由から道央稲作中核地帯における水田利用再編の実態を分析するのに好材料を提供していると思われる。

2 道央稲作中核地帯（空知）における転作の概観

道央稲作中核地帯である空知は、同じ空知といっても、立地条件、開拓の歴史、集落形成等の要因によりかなり異なり、通常農業地帯構成として北空知、中空知、南空知に分けられる。一般的には北空知は耕地規模は小さいが生産力は高く、南空知は耕地規模は大きいが生産力は低く、中空知はいずれにおいてもその中間の位置を占めるといわれている。それは「北部には沖積地が多く、南部には泥炭地が多い、という土壤条件の差があるが、主としてこれが現在の各地域の耕地規模あるいは生産力に反映している¹⁾とみてよいであろう。農業機械の所有形態も、北空知は共同所有が比較的多いのに対し、南空知は個人所有が主体である。

転作への対応は、第一次減反（稲作転換対策、水田総合利用対策）の時は、ほぼ全空知で休耕、土地改良通年施行や牧草、ソバ等の“捨て作り”で対応してきた。水田利用再編対策になってからは南空知が小麦1本の省力型なのに対し、北空知は小麦を主体としつつ、小豆、野菜、ビートなど組み合わせた比較的集約型の対応をしている（図-1）。

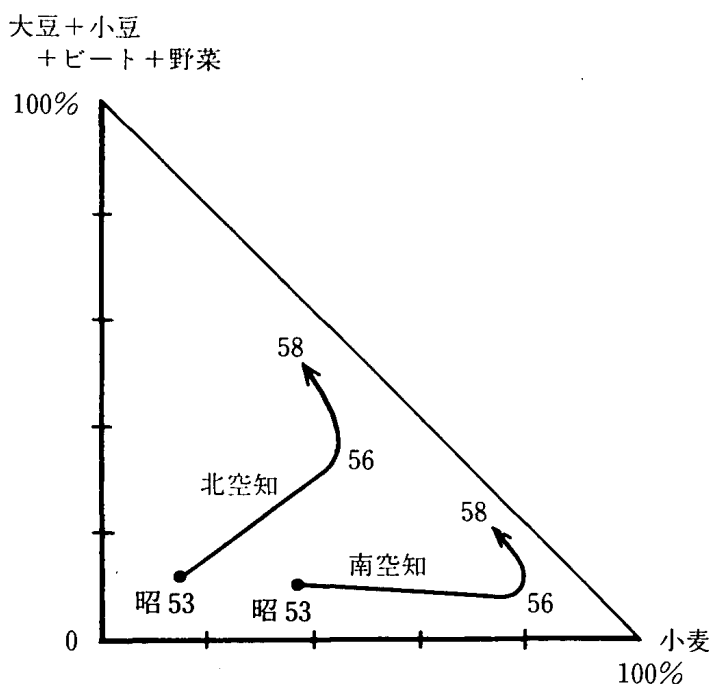


図-1 南空知、北空知の転作対応
(模式図)

1) 塩沢照俊『北海道農業の展開と構造』北海道大学図書刊行会 1984年 65頁。

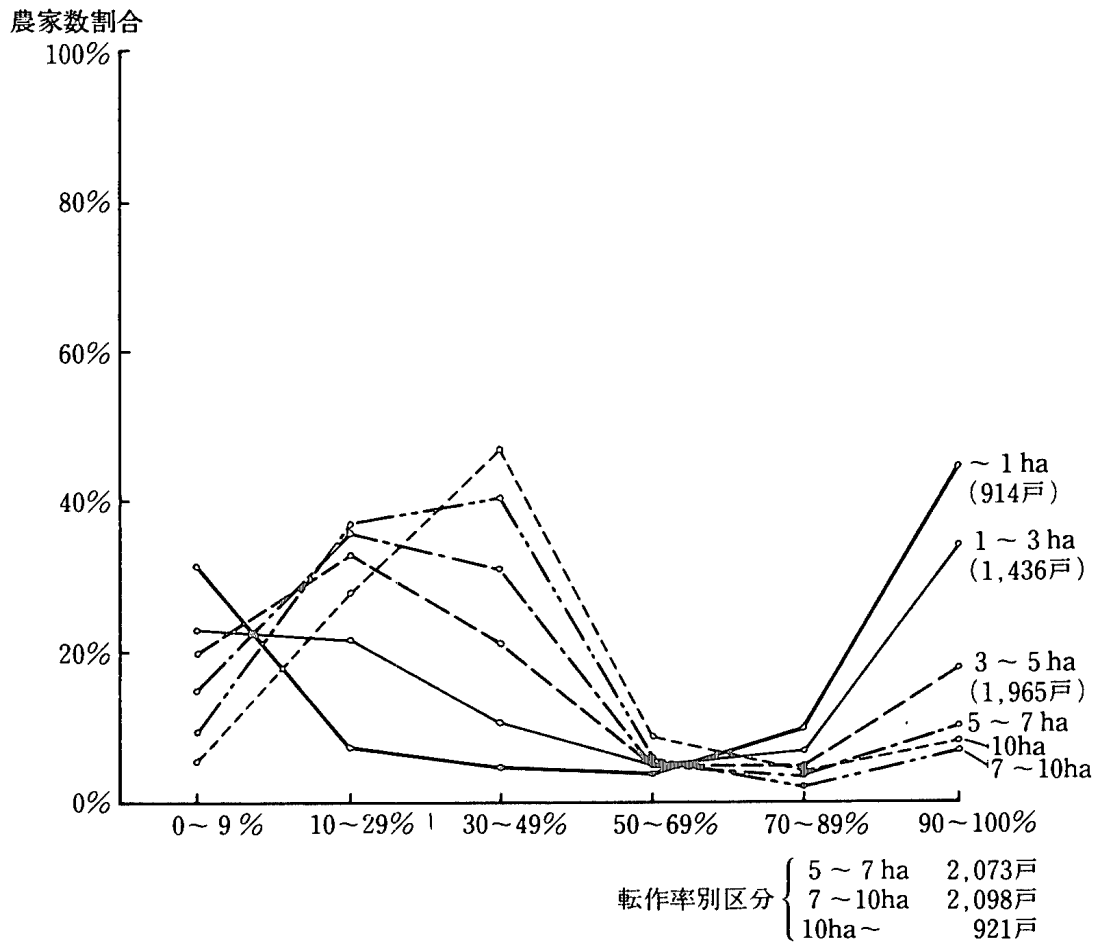


図-2-1 水田規模別転作率別農家数（南空知 9,407 戸）

さて、水田利用再編第一期後半の昭和 55 年に北海道は 43.9%、第二期の 56~57 年に 46.9%の転作率を割り当てられたが、空知支庁管内は 30~40%の相対的には低い転作割当てであり、とくに北空知では高収量・良質米地帯ということもあり 30%強が割り当てられた。

転作配分は、市町村→集落→農家へは一率割り当てが基本だが、農家の階層別の転作率にはバラつきがあり、とくに 3 ha 未満層は全面転作か全面水稻作付けかの両極の対応が目立った。これは、南空知、中空知、北空知とも共通した傾向である(図-2-1, 2, 3)。また全面転作農家の中には、転作田の貸付け農家が少なくないと考えられる。これは、主に労働力構成が規定的であり、基幹農業労働力がない農家（高齢者世帯農家、兼業農家）

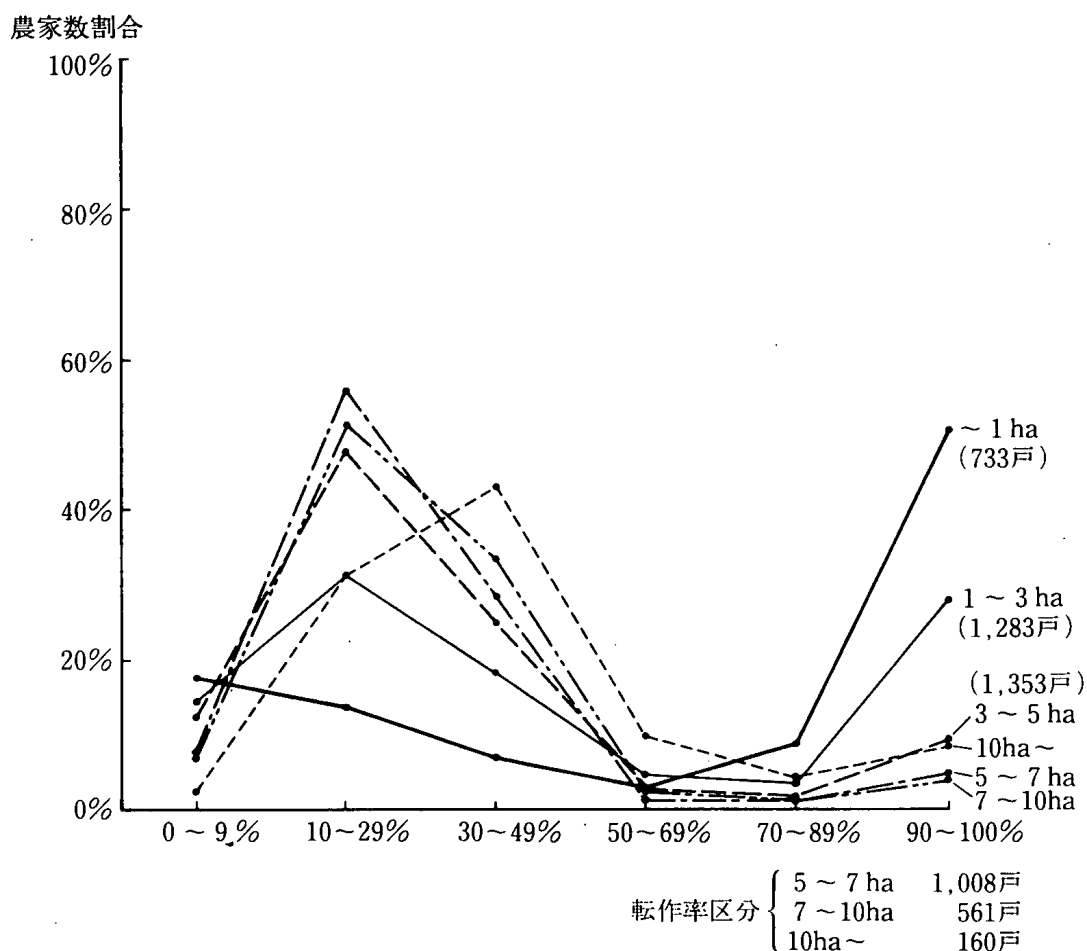


図-2-2 水田規模別転作率別農家数 (中空知 5,098 戸)

が貸付けていると思われる。北海道における規模の大きさにより、全面転作貸付けで生活費が賄える可能性の存在という北海道（とくに道央中核地帯）的特殊性がそこにはある。さらに、市町村、集落レベルでも、転作割り当てを消化するためには全面転作農家がいってくれた方が都合よい、ということも転作貸付けを助長している。

このような全面転作貸付けということを含めて、北海道における水田利用再編下の水田の土地利用をめぐる問題を考える上でのポイントは、転作奨励金が水稻所得を上回りさえする相対的高水準である点である。そこには、水稻所得自体の都府県、とくに東北・北陸と比べた時の低さということ、他方、転作奨励金の場合には順序が逆転しうる、ということも含んでいる。後者につ

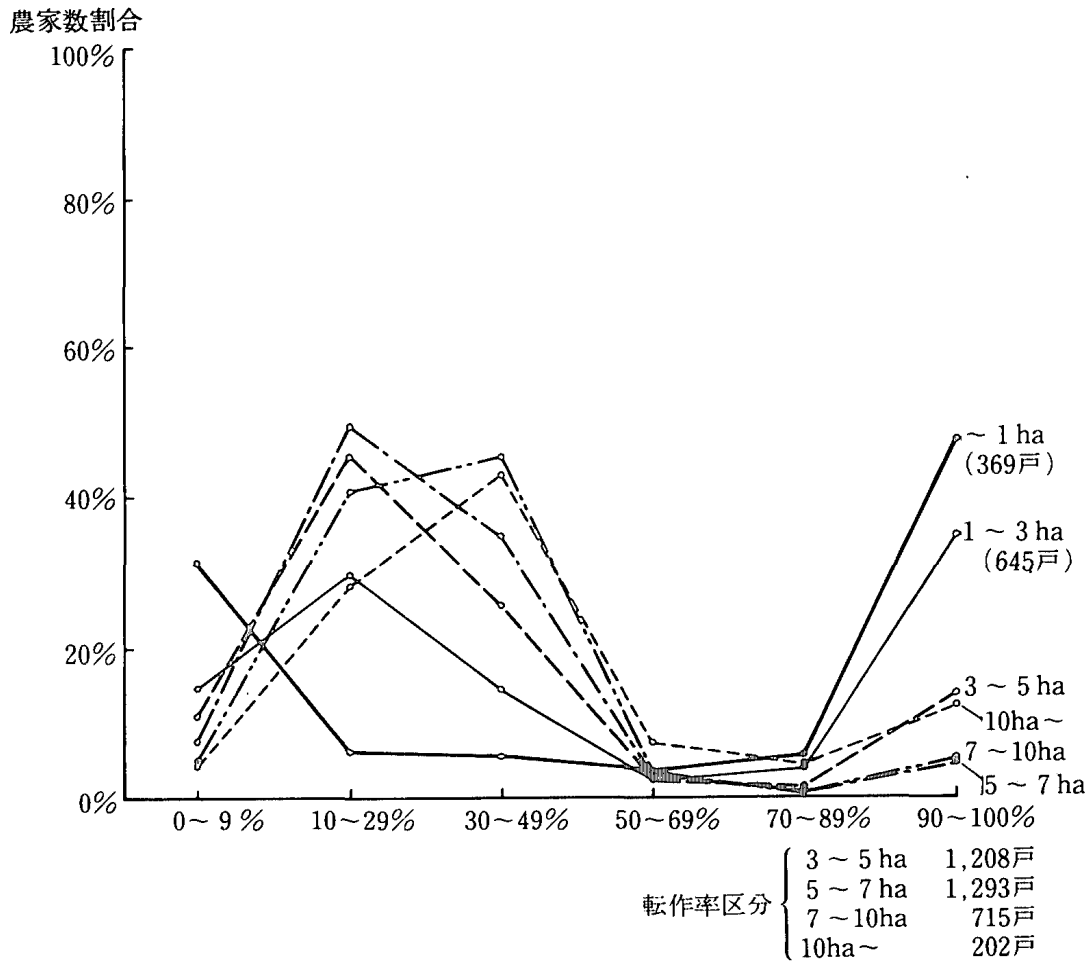


図- 2 - 3 水田規模別転作率別農家数 (北空知 4,432 戸)

いてという、北海道の水稲農家は都府県に比べ規模が大きく、団地化要件はすぐ満たせる。そのため、水稲単収が同一の場合に計画加算、団地化加算の分だけ面積当りの奨励金は都府県に比べ高いのはいうまでもないことである。ちなみに昭和 58 年度の都府県の転作実施面積に占める計画加算地の割合は 72.1%、団地化加算は 21.3%なのに対し、北海道では計画加算 99.9%、団地化加算 74.1%となっている。なお上述の稲作所得の低さ、奨励金の相対的高さが、前述の北海道でのとも補償の少なさ、補償額の低さの要因になっていることも留意すべきであろう。

空知においても団地化率は高い(58 年=81.2%)。しかしごく一部で機械銀行などによる集団の請負いや部分的共同作業(小麦の収穫、乾燥等)もある

が厳密な意味での集団転作は少なく、生産過程のほとんどは個別であり、共同の機械といっても補助事業導入機械の持ち回りや個別利用が支配的である。これも規模の大きさ、専業農家の分厚い存在等が要因となっているとみてよい。

最後に水田利用再編下の空知の農地流動化の状況について簡単に触れておきたい。

まず水田地価であるが、水田利用再編第二期になって空知全体では下落傾向にある。北海道農業会議の調査では、空知の純農地(中田)の10a当りの売買価格は、56年の77.0万円をピークに57年=75.9万円、58年=74.5万円と下降ぎみである。一般的には水田地価の下落の要因として冷害・転作・米価据え置き等の稲作農家を取り巻く農家経済の悪化が指摘されている。こうした中で自作地有償移動が昭和50年以降減少の一途を辿ってきたのが、56~59年には微増に転じた。これは多くは負債整理がらみでの農地処分が主因をなす。つまり農地は従来の売り手市場から買い手市場に変化しつつあり、売り手は負債整理のため高く売りたいのだが、買い手の経済も悪化し規模拡大のメリットが出てこなくなった。そのため「売り手と買い手と“折り合い”が仲々合わない状況が近年、一層強まっている²⁾」のである。

さらに農地法・農用地利用増進法による賃借権の設定は、昭和50年代前半には急増していたが、57年ころより伸びが鈍化している。水田における正規の賃貸借は、転作奨励金や上小作地代、さらに、後述する秩父別町では、とも補償の互助金が攪乱作用を起していると考えられる。しかし、転作田をめぐる事実上の貸借関係は、全面転作農家の数の多さを考え合せると昭和55~56年以降急激に増加していると考えられる。

2) 村元健治「農地問題の所在と今後の対策」『北方農業』北海道農業会議 1985年6月号 4頁。なお近年の北海道の農地市場の動向については同上雑誌の「特集・農地問題の所在」参照。

3 秩父別町における転作ととも補償

(1) 転作の推移と転作物

秩父別町は農家戸数 501 戸（専業農家 169 戸，第 1 種兼業農家 287 戸，第 2 種兼業農家 45 戸，いずれも 59 年。以下同じ），耕地面積 3,078 ha（うち水田 2,900 ha）の旧開水田地帯である。経営規模別の農家数は 5～7.5 ha が 185 戸（36.9%）と最も多いが，7.5～10 ha が 89 戸，10～15 ha 44 戸，15～20 ha 6 戸，30 ha 以上が 1 戸あり，平均経営規模は 6.1 ha となっている。かつて 35 年当時は 860 戸あったが，その後 45 年にかけて急激に離農があり，それにもなって規模拡大が進んできたものである。

秩父別町は道内の良質米地帯であり，そのため転作配分は稲作中核地帯の空知の中でも最も低い地域に属し，水田利用再編第二期の転作率は 31.4% であった。59 年の転作率は他用途米分を除くと 25.9% である（表－1）。

表－1 秩父別における転作の推移（ha，%）

	水田本地	転作等 実施面積	(転作率)	転作計	小麦	大豆	小豆	そば	ビート	野菜	飼料作	土地改良 通年施行
昭 53	2,743	532	19.4	477	95	14	12	94	0	5	257(184)	55
54	2,745	556	20.3	461	169	37	10	27	2	4	212(169)	95
55	2,743	770	28.1	765	473	47	7	15	31	4	188(49)	5
56	2,742	862	31.4	862	577	59	35	19	91	3	75(32)	0
57	2,739	861	31.4	861	524	36	79	20	86	6	102(36)	0
58	2,739	837	30.6	837	523	16	119	8	78	11	80(35)	0
59	2,731	708	25.9	708	484	9	140	2	16	9	41(32)	0
構成比	昭53	/	/	89.7	17.9	2.6	2.3	17.7	—	0.9	48.3(34.6)	10.3
	56	/	/	100.0	66.9	6.8	4.1	2.2	10.6	0.3	8.7(3.7)	—
	59	/	/	100.0	68.4	1.3	19.8	0.3	2.3	1.3	5.8(4.5)	—

注：1）道農務部及び秩父別町資料による

2）飼料作の（ ）内は牧草のうち数

3）59年から実施された他用途米の面積は，119ha（水田本地の4.4%）

転作物は水田利用再編当初，牧草とそばが中心でかつての稲転対策のときと同じような対応を示したが，55年には小麦が急増し（473 ha，61.4%，翌

577 ha, 66.9%), 小麦を主としながら、一時ビート、その後58年からは小豆を従とする転作作物対応となっている。59年現在、小麦が484 haで68.4%, ついで小豆140 ha, 19.8%を占めており、ビートは前年の78 haから16 haへ急減した。ビートの減少は、第三期対策でビートが特定作物から一般作物に移行したことによる(奨励金は特定作物より10 a 当り1.5~2.5万円低い)。

このような作物対応を農家別についてみると(資料の関係で以下58年)、水田所有農家495戸のうち転作したのが440戸、このうち1作物だけで転作したのは213戸、2作物146戸、3作物以上81戸であり、1作物ないし2作物で転作している農家が多い。小麦を作付けた農家は294戸(転作農家の66.8%, 59年は296戸)にのぼるが、さらに小麦の作付け割合が70%以上の農家は208戸(47.8%)で、表-2のように水田規模が大きく、また転作した

表-2 転作面積別農家数及び転作のうち小麦70%以上農家数(昭58年)

		転作農家	小麦70%以上	転作面積				
				1ha未満	1~3ha	3~5ha	5~7ha	7ha以上
水田規模	1ha未満	16	6	16(6)				
	1~3ha	49	22	25(8)	24(14)			
	~5	101	57	34(17)	55(30)	12(10)		
	~7	149	57	24(8)	119(44)	0(0)	6(5)	
	~10	97	50	6(1)	74(43)	13(3)	1(1)	3(2)
	~15	23	12	2(0)	3(1)	13(7)	1(0)	4(4)
	~20	4	3	0(0)	0(0)	1(1)	1(0)	2(2)
	20ha以上	1	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
計		440	208	107(40)	275(132)	39(21)	9(6)	10(9)
小麦70%以上の農家割合%		100.0	47.3	37.4	48.0	53.8	66.7	90.0

注：1) 58年の水田利用再編実績による

2) 転作面積別の欄は、実農家数及び()内が小麦70%以上作付農家である

面積の大きい農家ほど小麦の作付け割合が高まる傾向にある。これは小麦が省力的なこと、またコンバインは小麦にも使用できるなど既存の稲作機械の遊休化を少なくするためでもある。小豆、ビートは小規模、転作面積のより小さい農家に多い。

転作圃場の団地化割合は90.8%(58年)と極めて高いが、しかしその作業

は小麦の乾燥を除きほとんど個別対応である。転作用の機械、作業機は農協が事業主体となり補助事業で多数導入されており、これを農協が主として生産組合（1区～27区までである）を単位として作られているトラクター利用組合、畑作集団組合などにリースし、農家はそれを持ち回り利用する、というのが一般的である。小麦の収穫は、農協でコンバイン事業を行っているが、利用戸数 41 戸（58、59 年とも）で 14% 前後の利用率にとどまる（図 3）。一方、

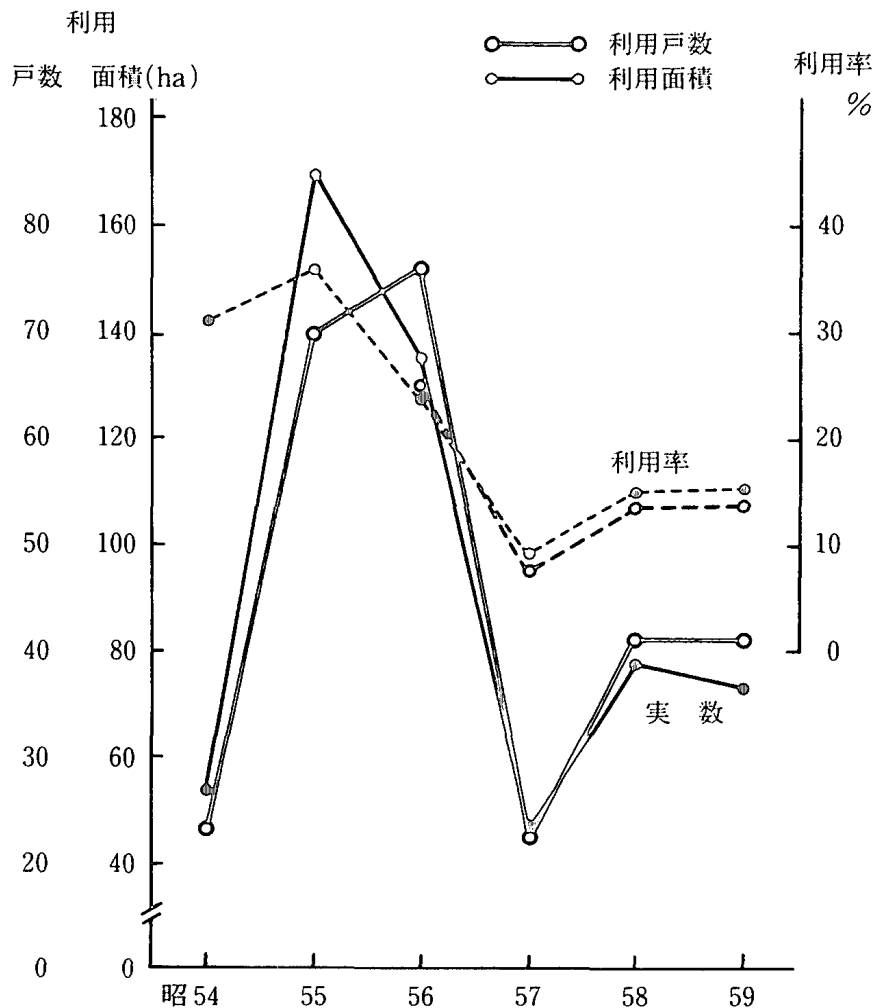


図-3 転作小麦の農協コンバイン事業利用状況

注：1) 農協資料による

2) 利用率は小麦作付面積、作付戸数に対する割合

小麦の乾燥は 58 年 254 戸（利用率 86.4%）、59 年 264 戸（89.2%）と高い。北空知は、空知管内でも生産組織化が進んだ地域といわれるが、秩父別では、かつて第 2 次構造改善事業（以下 2 次構）（S 47～50 年）でトラクター組合が

ほぼ全町をカバーする形ででき共同利用をしていたのが、水田利用再編を契機に解体し、個別化したという経緯がある。

(2) 労力、土地条件による転作対応の違い

表－3は昭和58年のものだが、水田規模・転作率別の農家数を見たもので

表－3 転作率別農家数(昭58, 戸)

転作率 水田 本地	10%未満	10~19 %	20~39 %	40~49 %	50~69 %	70~89 %	90%以上	計
1ha未満	11(11)	0	1	1	0	0	14(14)	27
1~3ha	22(17)	2	17	2	1	3	19(19)	66
~5ha	16(12)	23	57	4	0	1	12(9)	113
~7ha	26(13)	25	100	5	0	0	6(6)	162
~10ha	6(2)	16	66	6	1	2	2(2)	99
~15ha	2(0)	1	15	1	2	0	2(2)	23
~20ha	0(-)	0	2	0	0	0	2(2)	4
20ha以上	0(-)	0	1	0	0	0	0(-)	1
計	83(55)	67	259	19	4	6	57(54)	495
構成比	16.8(11.1)	13.5	52.3	3.8	0.8	1.2	11.5(10.9)	100.0

注：1) 秩父別役場資料による

2) 10%未満, 90%以上の()内はそれぞれ転作ゼロ, 転作100%, うち数

ある。秩父別町では転作配分は水田本地のほぼ一率割合で行われるが、実際は水田経営農家495戸のうち半数が町の転作率(30.6%)の周辺, 20~39%の転作のところに集中するが、同時に全く転作していない農家, 逆に全面転作農家がそれぞれ約1割ずつ存在している。転作していない農家には稲の採種農家が8戸含まれているが、それ以外には基幹農業労働力が1人の農家, 高齢農家などが多い。この傾向は全面転作農家(54戸)でより強く、世帯主が50歳以上で後継者なしの農家が54戸中38戸(70.4%), また基幹農業労働力なし13戸, 1人24戸, 合わせて37戸(68.5%)となっている(これらの全面転作農家の多くは、水田を特定作物の転作を条件に事実上貸付けている農家であることは後に触れる)。こうした労力面での要因がこれら2割もの農家が転作ゼロ, 或は全面転作である理由の1つである。

同時に土地条件の違いがある。秩父別町の略図を図－4に示したが、町の

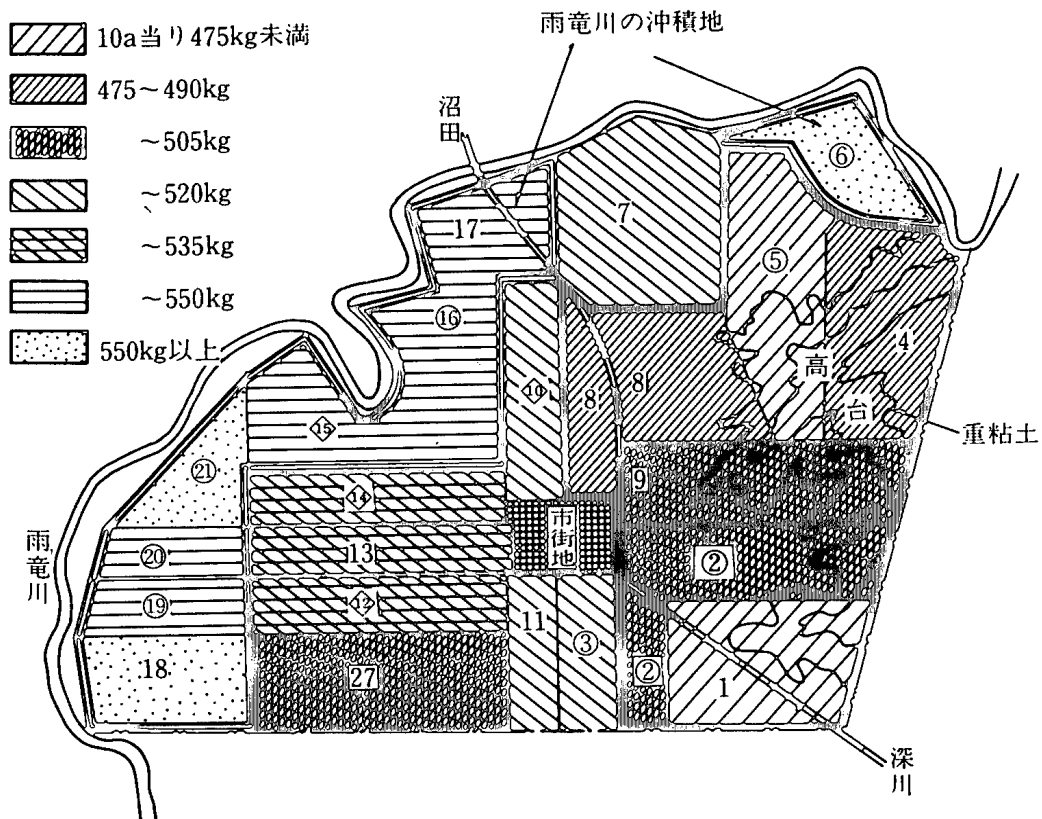


図-4 秩父別の生産組合別水稻収量

注：1) 番号は生産組合，22～26は市街地にある

2) 10 a 当り収量は 60 年度の全水田の共済組合引受け単収（1 筆単位）をもとに各生産組合の平均収量を算出

3) 番号についている○、◇記号は本文参照

4) 2 区は稲の採種地区（ホクレン指定）のため他と比較できない。

東側，高台地寄りの 1，2，4，5，8，9 区が重粘土で碎土性が悪く転作に向かない土質である。重粘土の地域は水稻反収も低く（平年 8 俵前後），転作できないため“止むを得ず水稻を作る”という対応になる。一方，町の北側を南西へ流れる雨竜川沿いの沖積地に位置する 6，15，16，17，18，19，20，21 区は，透水性もよく水稻の反収は 9～9.5 俵という高反収地域。転作にも最も適した地域といえるが，“転作をするのはもったいない”ので水稻作付志向の強い地域である。残りの地域は泥炭がかっているが，道営圃場整備事業などで暗渠，客土も行われ転作も十分できるところである。

このような労力面，土地条件の点での違いを背景として秩父別では現在もとも補償が継続している。

(3) 秩父別町のとも補償の特徴と存立の条件

秩父別町では水田利用再編の開始時点で転作促進協議会³⁾を作り、これが中心となって「集団転作」ととも補償という2つの対応を推進した。前者は転作奨励金の計画加算額を最高額とするために、計画地区の設定を工夫し地区内の転作率が22%以上となるようにしたものである。すなわち、前述の土地条件の違いと転作への意向にもとづき、転作をほとんど実施しない農事組合(図-4中の○印の番号)町平均の転作率の農事組合(無印の番号)、大幅に転作する農事組合(◇印の番号)の3つに区分し、後の2者を適宜組み合わせ全体で5つの計画地区を設定したものである⁴⁾。したがって「集団転作」といっても10区や14区のように極めて転作率の高いところを除けば、転作物が主として牧草、そばという捨て作りの対応だったこともあり、転作圃場そのものの属地的団地化による生産力向上を必ずしもめざしたものでなく、奨励金額の増大が最大の目的であった。

後者のとも補償は、通年施行を除いた町平均の転作率より少ない農家が平均より多く転作した農家に一定額の補償を行うものであるが、農事組合内で独自にとも補償を行ったところもあり、転作促進協議会のとも補償に参加したのは23の農事組合である。転作促進協議会の互助金額10a当り17,750円

3) 転作促進協議会は、水田利用再編初年目の昭和53年、町からの転作配分が一率だったことに疑問を感じた次章で述べるNo.7農家らが、転作による所得損失を少なくしようと「集団転作」ととも補償を行うために各生産組合に働きかけて結成された。今日では町割り当ての集落間の調整と互助金額の決定がここでなされる。農協が互助金の精算業務など事務局を担当するが農協、町ともオブザーバー的地位にとどまる。なお会議費等事務局の経費は53~58年は町9万円、農協6万円の計15万円、59年は町、農協とも12.5万円計25万円の補助によって行っている。

なお、表-4にあるように協議会への参加数は14~23集落であるが、集落間の互助金額の精算(代金の出入)はそれよりずっと少なく、会議に参加、見守り、決った互助金額を集落内の調整の際の参考にする組合もある。

(表-4) は空知北部農業改良普及所の試算⁵⁾を参考にして決められた。

しかし水田利用再編対策の当初のこの2つの対応は、55年からの転作配分の上昇と第二期対策での団地化加算の導入により、「集団転作」はその必要がなくなり、とも補償は現在も継続しているが、多くの問題が出てきたためその存続を疑問視する声も多い(同じ北空知でとも補償を実施していた深川市農協管内や妹背牛町は55年で中止)。

それは転作奨励金自体が水稻所得を相当程度カバーできる水準である(図-5, 単年度で見れば冷害年には水稻所得を上回りさえする)こと、さらに補助事業による転作用機械, 作業機の導入に支えられ, 当初の予想に反して転作物が一定の所得をあげてきたという事実があり(表-5に秩父別町の転作物所得を示した, ただし小豆は一般作物であることに注意), その結果奨励金こみの転作物所得が水稻所得を上回るからに他ならない。

4) 計画地区の設定は付図のように, 通年施行を除いた町平均の転作率17.0%前後の生産組合とこれを大幅に上回る生産組合とで計画地区を設定した。27区は通年施行が多かった関係で他の生産組合と合同の計画地区とすることができなかったので16.3%の転作率だったが, 独立の計画地区となった。また, 2区は稲の採種地区である。

付図 計画地区の設定

転作をほとんど実施しなかった 生産組合	: 2, 3, 5, 6, 16, 19, 20, 21			
転作率がほぼ町平均の生産組合	7, 8, 17	1, 9, 11 13, 18	27	→ 原野地区 (同16.3%)
大幅に転作した生産組合	+	+		
	15(25%) 10(37%)	14(51%) 12(30%)	4 (28%)	20~26 (21~55%)
計 画 地 区 名	北 地 区 (転作率22.6%)	南 地 区 (同24.3%)	中山地区 (同27.9%)	中央地区 (同30.0%)

5) 50 ha の集団転作を前提にし, 転作物所得マイナスで転作奨励金に払い込むものと考え, これと稲作所得の差に水稻作付減少による機械・建物の遊休部分と土地改良区負担金の $\frac{1}{2}$ を加えたもので, 10a 当り15,750円である。

表-4 とも補償の互助金額の推移

(円)

	転作促進協議会 (参加数)		農事組合単位のとも補償		
			13区	17区	27区
昭 53	(23)	17,750	3,000	12,000	15,000
54	(23)	17,750	3,000	12,000	14,000
55	(21)	14,000	7,000	10,000	13,000
56	(14)	12,000	12,000	10,000	13,000
57	(14)	12,000	10,000	10,000	10,000
58	(16)	12,000	10,000	10,000	7,000
59	(21)	7,000	7,000	7,000	3,000

注：1) 転作促進協議会及び各農事組合での聞きとりによる

2) 転作促進協議会の欄の()内は互助金をやりとりしている農事組合数

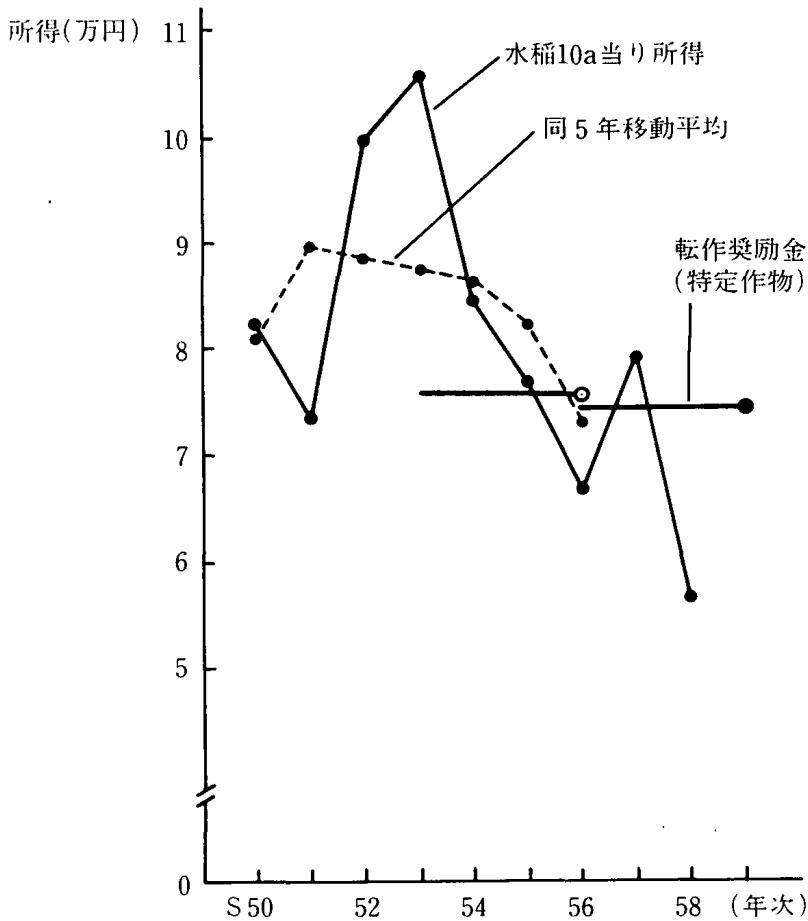


図-5 水稻10a当り所得と転作奨励金

注：1) 水稻所得は『米生産費調査』3ha以上層のものを機械償却費について修正し算出、ただし58年のみ全販売農家年平均を使用

2) 転作奨励金は基準収穫量=480kgとし、計画加算・団地化加算を加えてある

表-5 秩父別町での転作物所得(10 a 当り)

年	作物	小 麦	ビ ー ト	小 豆
昭 54			29,730 (5.7) t	
55		13,600 (293) kg	50,806 (5.6)	
56		31,356 (355)	36,021 (4.9)	51,314 (107) kg
57		14,791 (228)	68,610 (5.9)	60,655 (180)
58		52,069 (451)	57,352 (5.6)	58,400 (176)
平 均		27,954 (332)	48,504 (5.5)	56,800 (154)

注：1) 町内の14区で普及所、町、農協の3者が実施している試験の結果をもとに、収量を町平均の収量(農協の出荷実績にもとづく)で置きかえ算出。費用は試験結果の数値を用いた。

2) ()内は収量。

では何故現在まで秩父別町でとも補償が継続しているのか、さらに互助金額の根拠は何なのか。それは町内に転作に向かない土質の地域があり、或は水稻高反収地域では水稻への執着が極めて強く、余分に転作する農家が互助金額の決定において優位に立ち、その下で互助金の拠出側が自ら転作した場合の損失所得が上限となって決定していると考えられる。

しかし、56年、57年について転作物収入をゼロとし、稲作用機械の遊休部分を見込んで試算すると、互助金の最高支払可能額は反収8俵の場合56年で5,675円、57年8,134円、9.5俵の場合で4,628円、6,951円であり、互助金

6) 転作したとき、転作しない場合に比べて稲作に関する単位面積当り労働時間、その他は不変で、ただ固定資本(機械・建物)の単位面積当り償却費が増加すると仮定すると、転作率 α 、転作しないときの固定資本償却費(単位面積当り) c 、稲作所得 p 、転作物の収益はゼロ、転作奨励金 x とすれば、稲作の10 a当りの費用は $ac/1-\alpha$ だけ増大し、したがって α だけ転作したときの水田10 a当り所得は $p(1-\alpha)-ac+ax$ となる。これと転作しない場合の所得 p との差が互助金の最高支払可能額となる。

以下、米生産費調査の北海道3~4 ha層の数字をもとに、 c としては技術的な理由から機械償却費のみを考え転作で割高になっている分を修正した数値、 p として同様に修正した数値、 α 、 x は秩父別町の実績をとり算出したものである。

額は結果的にみて高すぎたといえる⁶⁾。

こうして余分に転作している農家は転作物所得+転作奨励金に加え互助金が入り、極めて有利な状況にあり、これに対して水稻が冷害続きであることから、互助金額は低下してきたものである。

ところで互助金は余分に転作している農家の全てに支払われ、そのため先に触れた転作田貸付け農家にも支給されている。つまり互助金が地代化しているのである。こうしたことも互助金、とも補償への批判が強まる要因となっている。また、余分に転作してきた農家の側も、第三期対策になり奨励金基本額の減額という事態の中で、転作奨励金の動向への不安と転作配分が現状で固定化されることへの危惧から転作を自らの配分面積にとどめる動きがある。したがって秩父別町のとも補償はポスト三期では中止されるものと見られる。

4 転作対応の諸類型

秩父別町における農家の転作対応を把握するため農家調査を実施した。調査対象は、町内の土地条件の差を考慮し、13の生産組合から19戸を選び実施した。その概況を表6～8に示したが、町内でも相対的に規模の大きい階層にやや片よった結果となっている。

19戸を借地拡大の有無、転作対応などから以下のように類型化した。

借地拡大・剰余追及型：No. 1, 2, 3 農家。

借地補完・労力完全燃焼型：No. 4, 6, 7, 8, 10 農家。

自作・労力完全燃焼型：No. 5, 9, 11, 12, 16, 17, 18 農家。

自作・兼業補完型：No. 13, 14, 15 農家。

貸付農家：No. 19 農家。

次に各類型についてやや詳しく述べる。

表-6 調査農家の経営面積(昭59年)

農家 番号	生産 組合	経営面積(a)								貸付(a)	
		計	水田	営		畑	うち・借地				
				うち転作	計		水田	うち転作	畑		
1	12	4,906	3,526	2,837	1,370	3,789	2,429	2,429	1,350	0	
2	14	3,062	3,022	1,450	40	818	818	591	0	牧草畑 450	
3	22	1,999	1,979	1,064	20	1,122	1,122	346	0	0	
4	10	1,443	1,173	446	270	260	0	0	260	0	
5	5	1,293	1,113	354	180(30)	0	-	-	-	0	
6	25	1,206	1,186	10	20	195	195	0	0	0	
7	14	1,166	1,156	654	10	374	374	374	0	0	
8	17	1,096	936	294	160	312	162	162	150	0	
9	14	1,067	1,042	523	25	0	-	-	-	0	
10	6	934	905	73	29	50	50	50	0	0	
11	13	739	725	205	14	0	-	-	-	0	
12	15	694	679	679	15	0	-	-	-	0	
13	27	679	654	138	25	0	-	-	-	0	
14	6	674	574	63	100(80)	0	-	-	-	0	
15	1	655	639	175	16	0	-	-	-	0	
16	2	617	602	0	15	0	-	-	-	0	
17	2	537	527	0	10	0	-	-	-	0	
18	13	357	343	82	14	0	-	-	-	0	
19	17	13	0	0	13	0	-	-	-	水田 881	

注：1) 昭59. 12月調査による。

2) 畑の欄の()内は、牧草専用畑の面積のうち数

<借地拡大・剰余追及型>

No. 1 農家。自作水田(本地) 1,097 a。世帯主は 39 歳、労働力は妻と 2 人。55 年から転作田の上小作(借地)を開始し、59 年現在、5 人から 2,429 a 借入れ、この他畑地を 1,350 a 借地するなど転作田を中心に借地による経営規模拡大を急速に進めて現在 35 ha 経営。借地している転作田の作付けは小麦である。また、57 年からは 40 km 離れた幌加内町で転作ソバの賃刈り(収穫作業の作業受託)を開始し、59 年は 120 ha 受託(700 万収入)。

これらの借地・作業受託のため 58、59 年に 79 ps トラクター 3 台購入(本機だけで 1 台 350 万)。コンバインも普通型 1 台を 57 年に購入(2,500 万)し

表-7 家族構成と就業状況

(歳)

農家番号	世帯主	妻	後継者	同妻	その他	
					男	女
1	39	35	—	—	75 ×	
2	55	54	31	27 ×		
3	46	43	—	—		21○
4	43	39	—	—	91 ×	16 ×
5	54	50	26△	—		73 ×
6	48	45	23	—	75 ×	71 ×, 20 ×,
7	45	42	—	—	73 ×	72 ×, 19 ×, 16 ×
8	35	33	—	—	73 ×	63 ×
9	45	44	—	—	74 ×	68 ×, 19 ×, 16 ×
10	50	46	20	—	17 ×	81 ×, 22 ×
11	47	45	17 ×	—		69 ×
12	64	60	26○他出	—		
13	49 △	44	—	—		74 ×, 22○, 21○, 17 ×
14	31 △	25	—	—	66 ×	60
15	53 △	48	23	20		21○, 19○
16	49 △	42	19 ×	—	78 ×	75 ×, 17 ×
17	45	40	—	—		76 ×, 17 ×
18	60	57	37○他出	—		
19	52 ○	43 ○	—	—	78 ×	23○, 21○, 18 ×

注：1) 昭59. 12月調査

2) 数字は年齢で、数字の後の○は兼業が主、△は兼業が従、×は仕事に従事していないことを表す。
したがって数字の後ろが無印の者は農業に通年従事している者である。

たのに続き、59年に中古で普通型をもう1台購入。後者の59年のコンバイン購入は、転作ソバの受託の拡大が1つの目的である。この他に32psトラクター1台(55年導入)、自脱型5条刈コンバイン1台(57年)があり、また田植機歩行型6条植1台、乾燥機6台、作業機はプラウ、ロータリーの他麦用ドリル、ブロードキャスター、ストローチョッパー、ブームスプレーヤーなども所有している。

こうした機械導入とともに、借地の転作及び畑作の耕耘、整地、転作ソバの収穫受託のためオペレーターを2人雇用し、合わせて年間60人日雇用(1,000円/時)。耕耘・整地の場合、世帯主とオペレーター2人でトラクターを

表-8 調査農家の転作内容

(昭59年)

農家番号	転作面積	小麦	小豆	ビート	飼料作 (牧草)	野菜	その他
1	2,837	2,429	408	0	0	0	0
2	1,450	891	288	256	15(0)	0	0
3	1,064	700	350	0	0	14	0
4	446	210	226	0	10(0)	0	0
5	354	37	77	0	240(169)	0	0
6	10	0	0	0	0	0	大豆10
7	654	374	177	103	0	0	0
8	294	262	0	0	0	32	0
9	523	283	105	135	0	0	0
10	73	0	13	0	60(0)	0	0
11	205	99	60	0	0	46	0
12	679	531	4	0	144(144)	0	0
13	138	138	0	0	0	0	0
14	63	43	0	0	20(20)	0	0
15	175	148	27	0	0	0	0
16	0	—	—	—	—	—	—
17	0	—	—	—	—	—	—
18	82	0	0	0	0	82	0
19	0	—	—	—	—	—	—

注：1) 昭59. 12月調査

2) 飼料作の()内は牧草の面積のうち数

常時3台稼働させ作業を進めていくという。また小豆の収穫も1条刈ビーンカッターで刈った後にお積みで出面を200人日入れている(6,000円/日)。にお積みで乾燥した後は普通型コンバインで収穫する。

No. 1農家のこのような大規模な機械投資と急速な借地拡大、作業受託は、45年からの稲転対策時の経験が影響している。46年に通年施行となり、父親がすでに60歳だったこともあり、当時5haの水田を翌年から牧草で全面転作。他方、世帯主は46年運送業者の下請け業を自営で開始する。大型トラック(11t車)を7台購入し(1台1,000万円)、運転手を雇い、木材チップの運搬を主に、一部町内の転作牧草の“内地送り”(府県の酪農家への販売だったようだ)にも携わる。トラック代金は回収し、収支そのものは赤字ではな

かったものの“あまりもうからなかった”ため48年に運送下請けを中止した。同年秋、牧草全面転作を中止し、49年からは水稻に全面積復元してその後農業専業となった。

この運送下請けの経験から、機械を購入し人を雇ってもそれに見合う事業量が確保されれば十分やっていける、という感触をつかんだという。

その後、53年から55年の水田利用再編第一期対策では、町からの転作配分面積のみの転作で対応（牧草）したが、55年からは前述したように転作田の借地を開始するとともに、自作水田では、転作が相対的に有利と判断される状況の下で転作に不向きな水田を除き、転作物の中で最も収益（所得）の上がるビート、ついで小豆で転作を行っている。

この間、52年、59年に250 a（40万/10 a）、344 a（72.5万/10 a）水田の購入もしている。

59年の粗収入は、水稻1,018万円、小豆755万円、小麦1,543万円、ソバの収穫作業の受託料700万円、自作水田の転作奨励金171万円など4,200万円余りである。一方、農地取得に伴う負債残が6,000万円、機械の負債が2,000万円余りあり、59年の資金返済額は全部で約700万円と膨大である（59年に取得した農地についての農業者年金資金の返済が本格的に始まれば、土地だけで360万円の年返済額になる）。

さて、転作田の借地であるが、貸手は高齢（2戸）、自営兼業（2戸）、病気（1戸）である。いずれもヤミ小作であり1年契約となっている。借りる条件は、転作特定作物の作付けであり（特定作物以外の場合は特定作物転作奨励金との差額を貸し手に支払う）、小作料は1.5万円である。すなわち、貸し手は特定作物奨励金約6.5万円の他に1.5万円の小作料を取得することになる。さらに貸し手には転作促進協議会のとも補償に参加することで、前述した互助金が支給される。したがって実質的地代は9万円前後にもなる。

小作料として1.5万円の支払いは秩父別では55年から広まった、といわれるが、その先がけはこのNo. 1農家（この農家によればNo. 3農家が最初と

いうが未確認)であり、表-9の1-I, IIの事例がそれである。その経過は以前から転作田としてタダで貸付けていた(借り手は14区のT農家、小麦作付け)貸し手は、小麦の収益が高い(例えば54年収穫秋小麦で330 kg/10 a)のを見て55年産小麦の小作料として1.5万円を支払うようT農家に支払いを要求し、それがもとでトラブルとなり解約された。その後、No.1農家が1.5万円の小作料の支払いを条件に借りた、というものである。こうして1.5万円の小作料を支払うようにしたことが、No.1農家が急速に借地拡大できた条件となっており(1-Vの事例も、それまでタダでNo.8農家が借りていたものが、貸し手であるNo.19より56年産小麦収穫後、小作料支払を要求されてトラブルとなり、翌57年秋よりNo.1農家が借りることになった。現在は、再び、No.19と同じ生産組合であるNo.8農家ほかの5戸が小作料1.5万円を借り入れ)、またそれが転作田借地の場合、1.5万円の小作料という条件を町内に派及させることともなった。

1.5万円の小作料水準については、小麦の場合労賃、機械の償却費込みで費用が3万円前後で、5俵取れば十分ペイし、実際には6~7俵は取れるから大丈夫だ、というのがNo.1農家の説明である(水利費は貸し手支払い)。

No.1が借りている圃場は転作田が5ヶ所、最も遠いもので5 km、畑地の場合、町外(隣の深川市多度志町)で15 km, 30 km, と分散している。自作地と合わせると10ヶ所の分散となるが、各々3 ha以上の団地となっているので作業にはそれほど支障はないという。

借り入れ転作田は小麦の連作であるが、今のところ連作障害はそれほど出てない。

将来的には、借地の安定化をはかる(小作料10年先払いの農地保有合理化事業にのせたいという)とともに、地価の動向によっては自作20 haの水田経営を展望している。

No.2農家。この農家は、42年に弟と共同出資で有限会社化した法人共同

表一 9 貸借事例

(円, a)

借手 農家	事例No.	開始年	10a当り小作料	面積(転作)	貸			手 側
					所有面積	生産組合	貸し付けの理由・事情	
1	1-I	昭55	(特定作物奨励金) +1.5万	397(小麦 397)	397	12	高齢(80歳), 後継ぎなし	14区の農家に貸付
	1-II	55	同上	380(" 380)	380	23	自営兼業(食堂)	"
	1-III	56	同上	315(" 315)	315	13	高齢(80歳), 後継ぎ他出	
	1-IV	56	同上	1,030(" 1,030)	1,030	24	病気(ヘルニア)	
	1-V	57~59(中止)	同上	昭59 850→307(")	881	17	自営兼業(土健業)(No19)	No.8へ貸付け
	1-VI	59(中止)	(畑) 5千	350	不明		町外(15km)	
	1-VII	59	(畑) 3年契約 1万	1,000	不明		町外(30km)	
2	2-I	51	(3条)10年契約 2.5万	227(水稲)	227	不明	高齢 おじ	
	2-II	55	(特定作物奨励金)	591(小麦 591)	591	14	高齢 (60歳)	
3	3-I	57	(利) 5万	413	535	22	兼業(土建), 転作で休農	昭56年全面小麦転作
	3-II	59	(利) 5万	269	269	13	高齢	昭57~58作業委託
	3-III	59	(利) 4.5万	440	440	13	未亡人, 後継ぎ大学生	同上
4	4-I	57~59(中止)	(畑) 3千	260(水稲)	不明	不明		
6	6-I	57	58より(利) 3.1万	195	195	25	世主, 妻とも兼業	昭52~防除, 54~水稲収穫委託
7	7-I	48~49(中止)	3.3万	124	124	25	兼業(土建)	
	7-II	54	(特定作物奨励金) +5千	245(小麦 245)	245	9	兼業(農協職員)	
	7-III	54	同上	239(小麦 239)	239	23	世主病気, 妻兼業	
8	8-I	58	(特定作物奨励金) +1.5万	162(小麦 162)	881	17	自営兼業(土建業)	1-IV事例参照
	8-II	57	(畑) 特になし	150	不明	26	離農	
10	10-I	59	(特定作物奨励金)	50(飼料 50)	284	6		

注: 1) ほとんどが水田の貸借であるが、畑については(畑)とした

2) 10a当り小作料の欄で、(特定作物奨励金)とあるのは、転作田のヤミ小作のケースで、実際に借り手が支払うわけではないが、事実上の地代と考
えられるため

3) 同欄で(3条)とあるのは農地法3条によるもの、(利)は利用増進法による利用権の設定である。

4) なお水利用については、調査で全ケースについては確認していないが、一般に貸し手支払いである(役場産業課による)。

経営である。法人化した理由は農業機械の有効利用と税金対策である。土地の所有はそれぞれ個人の名義で、法人に貸付ける形態となっている。42年2月に、No. 2 農家 650 a, 弟 750 a 計 1,400 a でスタートし、その後 44 年に 140 a, 46 年 40 a, 47 年 130 a, 48 年 500 a, 50 年 15 a 購入(いずれも水田), また 51 年には叔父さんから水田を 227 a 借入れ(農地法 3 条, 10 年契約), 拡大してきた。この他転作田 591 a を義理の兄から 55 年より借地し、現在 30 ha 経営している。購入した土地は兄弟 2 人の面積が同じになるようにそれぞれの名義としてある。30 ha の経営規模のうち自作地が 22 ha と自作地割合が高いので、“借地拡大” というよりはより正確には“自作地拡大・剰余追及型” というべきかもしれないが、農地の購入は 50 年までであること、借地が 818 a と大きいことからひとまず“借地拡大” 型としておく。なお、牧草畑 450 a の貸付けは、所有していた山林の一部が開拓パイロット事業の対象地になり草地造成されたもので、草地利用組合に 10a 当り 2,000 円で貸付けている。この他山林を 40ha 所有している。

機械は、トラクター 4 台 (50 ps~70 ps, ただし最も新しいもので 52 年購入, 残り 3 台は 40 年代), コンバイン自脱型 2 台, 田植機乗用 8 条植 2 台, 乾燥機 9 台 (3 台は小麦用) などであるが、いずれも新規の機械投資を極力避ける堅実な対応である。転作用の機械は 14 区と 15 区の 20 戸で作った新盛畑作集団組合の機械(農協リース)を利用している。作業は No. 2 と弟の両家から各 3 人, 計 6 人が常時従事して行っている。

自作地及び 2-1 事例の水田での転作は、かつて 53~54 年に転作率 33.6% と余分に転作したことがあるが、55 年からは町からの転作配分のみにとどめるようにしている。転作作物は 53 年から小麦で、その連作障害が 57 年から出たため、転作圃場の $\frac{1}{2}$ を水稻に復元するとともに小豆, ビートを入れた輪作対応をしている。

転作田の借地については、特定作物作付けが条件であるが、55 年から小麦の連作だったため連作障害回避の目的で 59 年, 小豆 (193 a), ビート (136

a) に一部作付けを切換え、そのため特定作物の奨励金との差額を支払っている。その差額は特定作物 6.7 万の奨励金に対し、ビートの場合 5.2 万円なので 1.5 万円、小豆では 4.7 万円なので差額は 2 万円である。この差額の支払いについては、No. 2 農家としては不満はあるが、将来的に購入したいという希望をもっていること、もし取得し自作地となるとすれば地力の問題を考えざるを得ず、連作障害を放置することはできない、という点で止むを得ない、と考えているようである。

この経営は、機械投資の抑制や転作についても輪作や田畑輪換を考慮するなど、堅実さが特徴といえよう。今後についても現在の借地を将来購入し、30 ha の自作経営をめざしている。

No. 3 農家。39 年に 305 a の贈与を受け分家したこの農家は、44 年 139 a、47 年 200 a、55 年 213 a を購入して自作水田 857 a となり、また 57 年からは借地を開始し、現在 3 戸から水田 1,122 a 借入れて経営規模は約 20 ha となっている。

No. 3 農家は、かつて稲転対策の時、45～46 年の 2 年間全面休耕し、兼業を開始した。

47 年、水田は水稻に復元したが、同じ年町内の建設会社に入り土建業の下請けの自営に転換。それも 52 年に中止し、以降農業専業となる。51 年には 1,800 万円でミニライスセンターを作り、収穫及び乾燥調整の受託を行い、乾燥調整では自作地の分と合わせ 2,500 俵の処理をしていた。この乾燥・調整の受託は水田利用再編になって麦を含めて行い、多いときは麦だけで 1,000 俵以上の処理をしたが、59 年からは経営規模が拡大したこともあり、自分の分だけとなった。

この他、現在の機械はトラクター 4 台 (80 ps, 55 ps 各 1 台, 35 ps 2 台)、コンバイン自脱型 4 条 2 台、などである。

水田利用再編になってからの転作対応は、第一期の期間は 14 a だけ牧草転

作したのみであり、第二期になってからも町からの転作配分のみにとどめている。

さて、この農家の経営の特徴は、借地は全て利用増進法による利用権設定を行い、自作地と一体のものとして経営できるようにしている点である。貸手は、兼業(3-I)、高齢(3-II, 66歳)、労力不足(3-III)であるが、後の2者の場合、57~58年にNo. 3農家に作業受託(3-IIでは水稻の水管理以外の作業、3-IIIでは小麦の耕耘・播種、収穫)をしたものである。

利用権設定をするに当っては、転作奨励金の関係で貸手が利用権設定に消極的となるため、次のことを行っている。1つは契約小作料に上乘せを行っている。3-Iの場合、契約小作料3万円に対し、2万円上乘せ、3-II, IIIでは3.6万円に対しそれぞれ1.4万円、0.9万円上乘せをしている。2つめは、貸手を水管理やその他の作業で出面として雇用するという方法である。3-IIの貸手には高齢のため水番を頼み年間15万円+米10俵、3-IIIの場合、出面(小豆収穫ほか)を頼み年間30万円支払っている。臨時雇いにはこの他市街地の主婦を雇い50万円支払っており、また町内で出面の確保が困難という事情もあり、必ずしも利用権設定をスムーズに進ませるための手段とだけはいえないが、その面は無視できない。

このように利用権設定をしていることから、転作の作付けも借地、自作地問わず土地条件を優先して決めており、3-IIの圃場が水稻の収量が高い圃場であるため、59年は自作地の水稻を減らし、この圃場で水稻を作るようにしている。

今後については、借地を主に50haの経営にまで拡大したいとの意向である。

さて、これらNo. 1~3までの経営を「剰余追及型」としたが、資料の制約(とくにNo. 1, 3は資材、機械については農協外取引が多い)のため収益の分析はできなかった。しかし、機械投資の大きさと投資の仕方、或はNo. 1

のように転作田の借地でも小作料を払った上で十分余剰が生じるという事実；そして借地面積の大きさ，などからその行動原理は以下の「労力完全燃焼型」とは自ずと異ったものといわざるを得ない。「剰余追及型」としたゆえんである。

〈借地補完・労力完全燃焼型〉

このタイプは、労力構成の点では30～40代の世帯主夫婦の2人（No. 4, 7, 8）、或は50代の世帯主夫婦＋後継者の3人（No. 6, 10）であり、これに対し所有水田7.5～12 haで労力的には余裕があり、また現有機械の効率追及のため50 aないし4 ha借地（畑の借地はいずれも小麦作付）している農家である。表示は省略したが、機械は、トラクター（30～40 ps）、田植機、自脱型コンバイン各1台に乾燥機という稲作用の1セット所有（No. 7のみトラクター2台所有）という形態で転作用機械はやはりNo. 7がビートの移植機を個人で所有している他は、個人では全く所有せず、各畑作集団組合などの農協リースの機械を借りて利用している。

このタイプの農家のうちNo. 6, 10は、圃場が町内でも最も土地条件が良く、水稻高反収地帯である6区にあるため水稻専作的でもある。No. 10農家は水田利用再編第一期対策では全く転作をしてこなかったが、56年からめん羊の飼養（繁殖）を開始したこともあり1 ha前後転作することにしたもので、そのため転作田の借地も飼料作となっている。

さて、このタイプの代表として、以下No. 7, 8農家について述べることにする。

No. 7農家。全町的なとも補償を行っている転作促進協議会のリーダーであり、土地改良区の理事である他、教育委員などの役員も兼任している。

かつて47～49年にはNo. 9農家など4戸で水稻の育苗～田植までの作業受託法人（有限会社）を作り30 haの受託をしたこともあり、46年に通年施

行となった以外は 52 年までは全く転作していなかった。53 年水田利用再編の初年目、役場からの一率配分という方針に対し、全農家が少面積ずつ転作するより特定の地域に固めて転作する方が町全体の転作による損失が少い、という考えで転作促進協議会結成のイニシアチブをとった。そして自らも全面積転作（春小麦）した。その後 56 年まで全面転作だったが 57 年から水稻に復元し始め、59 年には転作率は 35.8%まで減少している。本当は町からの転作配分にまで減少させたいのだが、今までの経過から急にはできないのだという。

この No. 7 農家ほど極端ではないにしても No. 1～3 をはじめ当初過剰に転作していた農家、中でも世帯主が若い、後継者がいる農家は、ほとんどが 57 年頃から転作を減らし水稻に復元してきている。その理由は、No. 7 農家の言葉を借りれば「確かに今でも転作、とくに全面転作の方が有利だが、しかし転作政策の動向を考えて、稲作権を確保しておきたい」からである。

No. 7 の自作水田の転作作物は、56 年から小麦に加えて収益（所得）の最も高いビートを一部作付けし、57 年はビート 470 a に対し小麦 95 a と逆転。58 年からは小豆も入れ、59 年には小麦はゼロで小豆とビートの転作になった。

前述のように No. 7 はビート移植機、育苗ハウス（180 万）を個人で所有するほかハーベスターと育苗プラントは同じ 14 区の No. 9 ともう 1 戸の 3 戸で農協からリースし、これで他の農家のビートの作業受託もしている。ビートの収穫は 3 戸の共同作業で行われている。ビートが 59 年より一般作物となり、奨励金の減額で作付けが減少したため、ビート用機械の遊休化が問題化している中で、No. 7 の場合は、作業受託でフルに活用できたので育苗ハウスを除きすでに投下資本は回収済みという。

現在の借地は、いずれも転作田の借地であり、貸手は 2 戸とも親戚で、安定兼業（7-II 事例）、世帯主病気（7-III）である。条件は特定作物転作と小作料 5 千円の支払いであり、さらに 59 年の場合には他用途米の互助金（763 円/10 a）の拠出も肩代わりして支払っている。支払い小作料が 5 千円と安い

のは親戚だからであるという。

借入れ転作田はずっと小麦の連作となっているため連作障害（主として雑草の増加で、これが収量にひびいているという）が発生し深刻な問題となっているが、小豆やビートに切替えた場合、特定作物奨励金との差額を追加支払いせざるを得ない。そこで59年は小麦の収穫後8月10日～25日まで2週間余り湛水し、その間に代かきを行った。落水後の碎土作業に通常の倍は時間がかかるといえるが、これを2年に1回実施すれば連作障害は何とか回避できそうだという。59年は町全体で小麦の連作圃場で小麦収穫後湛水した面積が30haにのぼるといわれている。

No.7農家は、後継者がどうなるか未定であり、また様々な役員をしていることから、これ以上の借地拡大は現在考えておらず、当面現状維持の方針である。

No.8農家。この農家は転作として面積はわずかであるが、トマト(12a)、キャベツ(20a)のハウス栽培を行っていることが特徴。トマトのハウス栽培は、57年に町内で最も早く開始したものである。

さて借地であるが、転作田の借地である8-I事例の場合、貸し手はNo.19であり、すでにNo.1農家のところで触れたように、以前54～56年にかけて同じNo.19から同じ17区の他の農家とNo.8の2戸で借りていたことがある。それが56年に支払い小作料の金額のことでトラブルになり、57年からNo.1農家が借りていた。しかしこれに対し貸手と同じ17区の農家が借りるべきだと、No.1,19双方に主張し、58年から再び借りることになったものである。このとき支払い小作料はタダから1.5万円となったが、No.1が小作料を“つり上げた”と不満が強い。また転作奨励金についても、実質的に地代化している現在のあり方が、高齢農家やNo.19のような安定兼業農家が土地を手離さず、意欲ある農家の規模拡大を阻害している、と指摘している。

8-IIの事例は畑地の借地で、貸手は親戚である。耕作を放棄していた土

地で、整地するのにたいへんだったという。小麦を作付けているが、小作料はなし、ただし 59 年は米 4 俵支払ったという。

今後の規模拡大について自作 10 ha にしたい、ということである。

〈自作・労力完全燃焼型〉

このタイプのうち No. 5 は農協ライスセンター臨時雇、No. 16 は土工として兼業に出ているが日数はいずれも 20 日前後にとどまる。

このタイプの農家の中で No. 16, 17 は水稻の採種農家であるため、転作は全くしていない。これを除くと、世帯主の年齢が 40 代の No. 9, 11 と、50 代後半以降の No. 5, 12, 18 とで転作対応に違いが見られる。前者では転作物として集約的なビート (No. 9)、野菜 (No. 11 レタス、ハウスキュウリ) に取り組む。後者では労力面の問題から No. 5, 12 では転作として牧草・飼料作を取り込み、めん羊・肉牛 (いずれも繁殖) を飼っている。めん羊の飼養は、秩父別で近年増加しており、53 年の 3 戸から 59 年には 31 戸となっている。サフォーク種の飼養 (繁殖) で転作牧草との結合であるが、1 戸当り母羊 10 頭前後で極めて粗放的でかつ小規模である。No. 18 は経営規模が小さく、メロン (33 a)、キャベツ (49 a) での転作となっている。以下 No. 12 について述べよう。

No. 12 農家。世帯主 64 歳、妻 60 歳。世帯主は元町議、元農業委員で、現在北空知めん羊振興協議会会長。51 年に後継者の長男を交通事故で亡くしたため、52~54 年まで全面積牧草転作したが、すて作り牧草への批判で 55 年から小麦も作付けるとともに、めん羊の飼養を開始した。

めん羊頭数は繁殖母羊が、55 年 15 頭、56 年 30 頭、57 年 50 頭、58 年からは 70 頭へと急増している。この他種雄羊 3 頭など。

機械はトラクター 1 台、麦用ドリル、その他ロータリー、プラウだけで、小麦の収穫・乾燥は農協に委託している。

めん羊の飼養は通年舎飼い形態で、日中、畜舎の前の5 a程の運動場で運動させる程度である。飼料は、乾草の他に、くず麦(自給)、ビートパルプ(購入)、肉牛用配合飼料(購入)などであり、給餌は朝・昼・晩各30分程しかかからない。敷料は稲ワラ(自給)でこの交換も2ヶ月に1回程度しか行わないという。種つけは自家交配である。

59年のめん羊の粗収入は、子羊の販売(オス、メスとも各35頭)380万、羊毛8万、種付け受託2万の390万円、一方経費は180万円程度である。

このようにめん羊飼養は粗放的で、同時に現在めん羊飼養が増大過程にあるため、一定の価格で販売できる(メスの場合8~9万円で出荷、オスは2~3万円)ので高齢農家などで増加してきたのである。

No.12農家は、現在すでに稲作用機械をもっていないため、仮に転作がなくなっても稲作に復帰することは不可能であり、現在の対応を続けていくという。

〈自作兼業補完型〉

兼業の内容は、No.13が土工(町内、7,000円/日)年間90日、No.14が土工(町内、8,000円/日)年間60日、No.15土工(隣接のH町、10,000円/日)でいずれも臨時である。土工の町内の相場は8,500円/日といわれる。

兼業の開始年は、No.13が水田利用再編の開始した53年からで、No.14、15は45~46年、通年施行になったときである。

No.13によれば57年頃から兼業機会が減少し、兼業希望は少くないが止むを得ず農業専業(転作には野菜、めん羊を導入)の農家もかなりあるという。

3戸とも労力的には余裕があり、稲作用機械も1セット所有しており、10 ha規模まで拡大する希望を持っているが、その機会がないので兼業を続けている。

〈貸付農家〉

調査農家の中では No.19 が唯一の貸付け農家である。所有耕地は水田 891 a，畑 13 a，合計 894 a であるが，55 年春から水田は全部転作田として貸付けている。

45 年に水田が通年施行となり，これを契機に全面積牧草で転作し，世帯主は建設会社に入社。49 年に水田は復元し 52 年まで水稻作付。この間 51 年には独立して建設会社を設立し，53 年株式会社化した。水田利用再編になり 53～54 年と再び全面積牧草転作。すて作りへの批判で 55 年から転作田として貸し付けることになったものである（その後の経過は，No. 1，8 のところで触れた）。

No. 19 が経営する建設会社は現在資本金 500 万円，従業員は 17 人で，町内でも自営兼業として成功したケースである。深川市や滝川市の建設会社の下請けを主に行っている。

59 年は 6 戸に転作田を貸したが，60 年（59 年秋より）は No. 1 が抜けて 5 戸になっている。小作料の 1.5 万円の支払いや，とも補償で互助金をもらっていることに対しては止むを得ない，という。転作田の作付けは特定作物という条件の他は借り手の自由，としているが，ほとんどが小麦の連作となっている。連作障害が発生した一部の圃場では，借り手が 58 年にビートの作付けを希望したことから 60 年には小麦に戻すという条件で小作料をタダとしており，その圃場（112 a）は 58 年ビート，59 年小豆の作付けが行われている。この圃場の場合を除くと，借り手が小豆など特定作物以外を作付けた場合は，特定作物奨励金との差額を受け取っている。

さて，以上のような転作対応の違いが生じた画期の第 1 は，45 年の稲転対策の開始である。この時点で通年施行或は単純休耕し自らは兼業に出るという対応が数多く見られた。No. 1，3，14，15，17，18 がそれである。しかしこのうち No. 14，15 を除き 49 年頃再び農業専業となっている。

第2の画期は、53年の水田利用再編の開始である。No. 13はこの時点で兼業化し、また、12、19もこの時点で全面転作（牧草）となった。

そして第3の画期は55年前後である。牧草で全面耕作していた農家が、すて作り牧草への批判で転作田として貸付けに出た時点である。No. 19がそれであり、またNo. 1、2、7、8の貸し手もこれに該当する。秩父別の場合、とも補償が継続し、貸し手にも互助金が支給されるシステムとなっていることがこれを促進した要因ともなっている。こうして転作田をめぐる貸貸借が広がったのである。

5 転作田をめぐる貸貸借（^{うわこさく}上小作）の特徴と問題点

(1) 転作田をめぐる貸貸借の広がり

「4」で述べたように転作田をめぐる実質的な貸貸借は、現在一定の広がりをみせている。これはヤミ小作であり、当事者間では農作業受委託と称することが多く、また町内では“^{うわこさく}上小作”などとも称されているものである。

表-10よりわかるように、貸手は全面積転作している農家が多い。そこで昭和58年の水田利用再編実績から全面積転作の農家(54戸)を選び、貸付けの有無などについて、役場、農協で聞きとりを行い、またそのうち水田本地面積1ha以上の農家(40戸)について郵送によるアンケート調査を実施した。アンケートの回収率は55%(22戸)であり、実際の項目毎の回答数は10数戸と少ないため、以下は主に役場及び農協からの聞きとりにもとづくものである。

それによれば54戸の全面転作農家のうち39戸が所有水田の全部を貸付けしている。その面積は、100.7haで、秩父別町の水田本地2,739haの3.8%、58年の転作面積の12.0%(59年では14%余り)となっている。町内での利用増進法による利用権設定面積は58年で14.4ha(水田本地の0.5%)であるから、その7倍以上の面積が転作田の貸貸借として行われていることになる。

表-10 貸付開始年別貸付農家数

貸付開始年 全面転作開始年	昭50	51	52	53	54	55	56	57	58	計
昭50						3				3 (4)
51										0 (3)
52										0 (0)
53				1		2	5			8 (14)
54						1				1 (3)
55				1		4				5 (5)
56							1		1	2 (3)
57						1			2	3 (4)
58									2	2 (2)
計	0	0	0	2	0	11	6	0	5	24 (38)

注：1) 貸付け開始年は役場、農協での聞きとりによる

2) 全面転作開始年は、水田総合利用計画、水田利用再編計画など役場の業務資料による。

3) 一番右の欄の()内は、貸付開始年が不明の農家を含む全貸付農家についての全面転作開始年別の戸数である(1戸不明)

表-11 所有水田規模・世帯主年齢別貸付農家数

(昭58年)

水田本地 世帯主の年齢	10ha 以上	7~10 ha	5~7 ha	3~5 ha	1~3 ha	1ha 未満	計
40歳未満					1	1	2
40~49歳	1	1			5		7
50~54歳		1	1			1	3
55~59歳			1	1	5	1	8
60~69歳			1	1	3	3	8
70歳以上				4	4	3	11
計	1	2	3	6	18	9	39

注：表-10の注1), 2)に同じ

その貸し手の特徴は、所有水田規模（水田の本地面積、以下水田規模は本地を表わす）1 ha 未満 9 戸、1 ~ 3 ha 18 戸、3 ~ 5 ha 6 戸、5 ~ 7 ha 3 戸、7 ~ 10 ha 2 戸、10 ha 以上 1 戸で 3 ha 未満が 27 戸、71% を占める（表-11）。このうち 1 ha 未満の農家は、9 戸のうち 5 戸が市街地で自営兼業（商店）である。世帯主の年齢別では、70 歳以上 10 戸、60 代 8 戸、55 ~ 59 歳 8 戸、55 歳未満 12 戸で、55 歳以上の農家が同じく 68% となっている。

貸付け開始年次は、表-10に示したが、開始年のわかる24戸のうち55年が11戸、56年が6戸と55～56年に71%が集中している。この農家についてみると、貸付け開始以前から全面転作だったものが多い。54年以前の全面転作は牧草によるもので、これが55年前後から小麦に切換わっており、多くがその時点で貸付けを開始したと考えられる。

さらに貸付け農家は、53年以前から機械を全く所有していないか、あっても耕耘機1台だけというのがほとんどで、貸付け開始以前から何らかの形で作業は部分的に委託していた（或は2次構でできたトラクター利用組合の機械を利用）と考えられる。

貸し手39戸のうち借り手が判明しているのは35戸。これに対し借り手も35戸。もちろん先のNo. 1農家などのように複数の貸し手から借りている場合や1人の貸し手に対し数戸が借りているケースがある。件数でいうと49件になるが、このうち同じ生産組合どおしが26件、親戚関係9件、それ以外14件である。

35戸の借り手についてみると、水田規模別では5ha未満4戸、5～7ha11戸、7～10ha12戸、10ha以上8戸で7ha以上の農家が57%である。世帯主の年齢別では30代8戸、40代15戸、50代10戸（うち後継者ありが8戸）、60代2戸、不明が1戸となっている。これを基幹労働力の保有状況別にみると（表-12）、夫婦2人を基幹労働力とする農家が20戸と半数を越える

表-12 基幹的労働力保有状況別借入農家数

本田本地 基幹労働力	5ha未満	5～7ha	7～10ha	10～15ha	15ha以上	計
1人		1				1
2人	3	7	7	2	1	20
3人	1	2	3	1		7
4人		1	2	1	1	5
5人以上				1	1	2
計	4	11	12	5	3	35

注：表-10の注1）、2）に同じ

が、同時に基幹労力 3 人以上も 14 戸おり、全体として借入れ農家は所有水田規模に対し労力的に余裕があることがわかる。

(2) 転作田をめぐる賃貸借契約の特徴

転作田をめぐるヤミ小作は、転作奨励金が水田として貸付けた場合に貸手が取得できる小作料より高いため発生する。秩父別の場合、58 年に設定された標準小作料は上田で 10 a 当り 3.3 万円、実際に利用権設定された場合の契約小作料の最高額で 3.9 万、一方、転作奨励金は前年より減額となった 59 年でさえも、特定作物・1 種加算の場合町平均で 65.681 円/10 a であり、転作奨励金の方が 26.681 円上回っている。この下では、形式上は自ら転作したこととし、特定作物での転作を条件にヤミ小作とした方が貸し手としては有利なことはいうまでもない。多くは口頭相對の 1 年契約だが、ある文書契約(やはり 1 年契約)では「農作業受委託契約」とし、さらに契約書の第 5 項として「甲(貸手)は転作作物の栽培に関する一切の決定権及び耕作申告者であること」を取り決め、転作奨励金の交付条件を満たす配慮がされている。

こうして奨励金の最高額である特定作物奨励金をもらい、タダで貸付けるのが一般的である。すなわち奨励金が実質的な地代となるわけだが、秩父別ではこれに加えて、「4」でみたように 0.5~1.5 万円の小作料支払いがなされることが多く、またさらに貸し手には転作促進協議会の互助金(前述、59 年 0.7 万円)が支給され、貸し手は 9 万円余りを取得することとなっている。地代のこうした二重の上乗せが特徴である。

一方、転作物の収益は実際は借り手に帰属するが、形式上は貸し手の元に入るため、これを賃耕料という名目で借り手に支払われている。

さて、小作料の最高 1.5 万円という額について考察しておこう。図-6 は秩父別町の転作物の 10 a 当り余剰を示したものである。これによれば収量変動のため 10 a 当り余剰の変動も大きいですが、その平均でみると、小麦 23,023 円、ビート 7,832 円、小豆 22,120 円でビートを除けば 1.5 万円を上回っている。すなわち特定作物である小麦の場合、小作料を支払っても十分成立しう

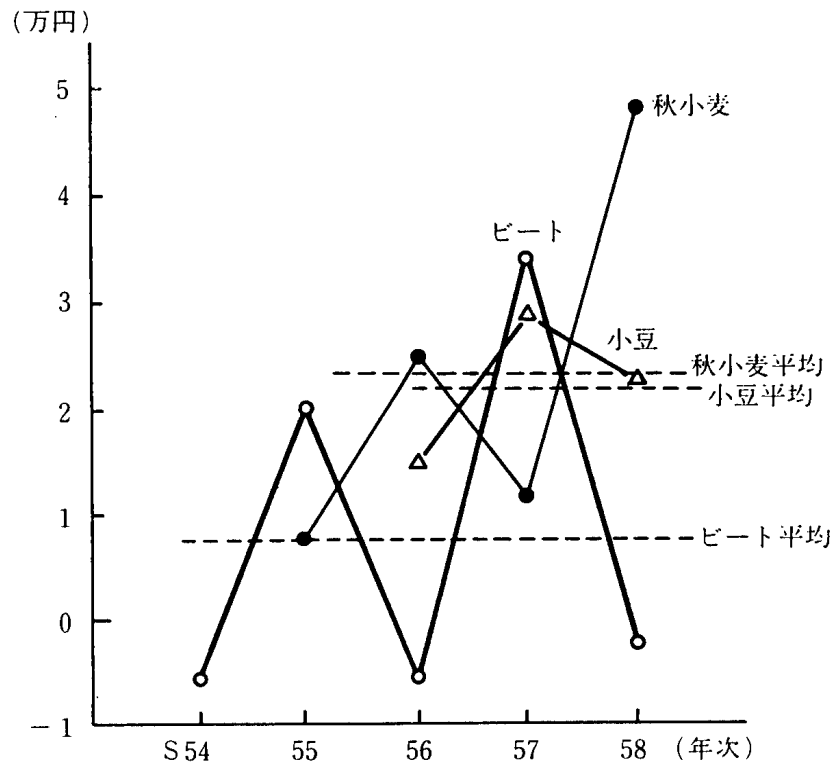


図-6 転作物の10a当り余剰

注：1) 表5の注1)と同じ方式で算出
 2) 資本利子を含めた結果である

るのである。同時に一般作物の小豆では特定作物との奨励金の差額に加え1.5万円の小作料を支払うことは難しいことをも示しておりこの点、後に述べる転作田借地の土地利用上の問題が生じる原因ともなっている。

実際の小作料の金額は0.5~1.5万円と幅があり、また小作料タダのものもあるわけだが(No. 2の2-II事例など)、その違いは主として親戚関係か否か、によるようである。

このように小作料を実際に支払って借りるというのは、必ずしも秩父別町に限られたものではないようで、周辺の町村でも1万円程度支払われているという。だが秩父別町のように最高1.5万円の支払いがなされるのは稀で、町内において借り入れ希望者が多いということが背景にあると考えられる。

(3) 転作田をめぐる賃貸借の問題点

まず第一は、契約の安定性の問題である。1年契約であり、実際に小作料

の金額をめぐる解約されたというケースがいくつかある。全体からみれば多くはないが、転作政策ないし奨励金のあり方に左右される点も無視できない。

その二は、土地利用上の問題である。特定作物の作付、ないし特定作物の奨励金相当額を貸し手が取得できることが条件のため、どうしても小麦の連作となる傾向が強く、連作障害が一部で発生している。借り手としては連作障害を回避するため、小豆などと輪作することを考えても、特定作物との差額を支払うという条件が阻害しており、また1年契約という不安定性のため、借り手としては、土地収奪的対応となりやすい。実際、農家調査の事例でも、No. 2以外の借り手は全て小麦の連作で対応しており、また農協、役場での聞きとりによる先の39戸の貸し手の圃場についても24戸の圃場が小麦の連作（3年以上）であった。他の作物、ビートが作付けられたのは6戸、牧草、小豆は各々4戸にすぎないのである。

しかし借り手としても無視できないため、No. 8のように8月の小麦収穫後2週間余り湛水するという試みもなされているが、まだその効果も定かではなく定着していない。

そこでNo. 19のあるケースでは、2年後に小麦に戻すことを条件に、ビート、小豆の作付けをした場合には小作料の上乗せ部分をタダとする（契約では1.5万円の支払）ことを行っている。また、No. 2の2-II事例（ただし小作料タダ）のように相手が親戚で将来購入できると判断したため、特定作物との差額を負担してもビート、小豆を作付けるというケースもあるが、ごく一部の事例にとどまっている。

こうした事態に対し、「転作奨励金に作物間の格差があるのがおかしい」（No. 1農家）という批判も一部では生れている。

この契約の不安定性と土地利用上の問題を回避するため、利用増進法にもとづく利用権設定を行ったのがNo. 3のケースだが、そもそも水田の場合の小作料に比べ転作奨励金がかなり上回るという与件の中で発生している転作

田の賃貸借を、利用権設定に切り換えるのは極めて困難なことといえよう。

このようにいくつかの問題をはらみながら展開している転作田の賃貸借に対し、とくに貸し手に対して、転作奨励金、小作料、互助金合わせて現在8～9万円を取得していることに対する町内の批判は少ない。この間の冷害続きという現実や、59年から開始された他用途米にもこれら貸し手は全く取り組まないということが、その批判をさらに強めている。

6 むすびにかえて ― 水田利用再編対策の矛盾と問題点 ―

「単に米の減産を目的とする後向きの緊急避難的なものでなく、総合食糧政策の基本的考え方に立脚して」「農業生産の再編成を図ること」(昭和52年11月19日、農林大臣談話「農産物の総合的な自給力の強化と米需給均衡対策の推進を期待する」)を目的として開始された水田利用再編対策は、①米生産の調整②転作の定着化(による自給力の強化)③この政策を通じて構造政策の推進(中核農家への水田利用の集積、水田の高度利用、生産性の向上)、を具体的課題としていたと思われる。

これらの政策課題は果して達成されたのであろうか。このうち米生産の調整は、米の買入制限と転作奨励金の誘導によって確かに達成されてきた。だが、転作が定着したか、構造政策がその中で貫かれたかとなると大きな問題を含んでいるといわざるをえない。北海道の稲作中核地帯である秩父別町の転作実態をみてきたわれわれは、実態調査をふまえ水田利用再編の問題点を指摘し、むすびにかえたい。

(1) 転作は定着したか

昭和55年よりの4年連続冷害(北海道の57年は平年作)から一転、59年は記録的な豊作となった。この59年大豊作も一つの契機となり、調査地秩父別町では米作への復元志向が強まっている。59年度より町の水稲共済方式が変更になった⁷⁾ことも心理的に米への復元志向を強めたといわれている。

確かに前述のように、昭和56～58年を単年度的に、しかも結果論的にみれば、水稲を作るより転作した方が経済的には有利であるとの計算結果が得られている。だが、

① 転作作物の中で最も多い小麦に連作障害が出はじめたこと。連作障害を防ぐため輪作しようにも奨励金の関係で特定作物以外は一般的に不利である（野菜等集約作物の場合高収益をあげている例もあるが、秩父別ではまだ限定的である。なお前述のように借地の場合は、特定作物の作付けが借地の条件であり、一般作物を作付けた場合は特定作物との差額を地代として支払わねばならぬ）。また田畑輪換をするには秩父別町の土壌条件からみて困難である。

② 生産調整の展望、方向性が見えないということ。生産調整がいつまで、どのような形で続くのか、奨励金がどうなるのか、転作作物の市場や価格がどうなるのか（現在より条件が悪くなるという懸念が一般的）等々、転作の方向性が見えない。

といった転作に対する不安は、米作への復元志向をさらに強めている。ひるがえってこの町でとも補償が成立し続してきたのは、集落間の土壌・経営条件の違い、転作物に対する不安（リスクの負担）、リーダー層の存在といった諸要因のほかに、水田農家には「稲作権」のような意識が底流にあり、その「稲作権」の一時的放棄に対する補償措置という側面があったと考えられなくもない。「4」でみてきたNo.7農家のいう「稲作権確保」の志向は今後ますます強まるとみてよい。では米作復元志向の顕在化した今日、とも補償は新たにその必要性が出てくるのではないかとの考えも成り立つが、復元不可能農家の形成と互助金の地代化といったこの間の経過と実態からみればそれは考えにくい。とも補償の歴史的役割は終り、ポスト三期には失くなくなることが

7) 従来の水田一筆ごとを対象にした共済方式が、農家1戸当り10%以上の減収に対し共済金が支払われる全相殺方式に変わった。

予想される。今後は、集落内、個別農家の内で転作割り当てを消化する対応が迫られようが、現実にある地域間格差の問題や、水稻への復帰も転作も事実上不可能な高齢者農家が存在する中で、どう町内、集落内で調整するかは予断を許さない。

北海道の中でも稲作限界地(北見, 網走, 十勝など)や上川の一部などで、野菜・畑作への転作(転換)がそれなりに定着している地域もある。また、道央稲作中核地帯の空知でも深川市など北空知の一部や岩見沢市などで野菜、タマネギなど一定の定着が見られることも事実である⁸⁾。しかし空知全体としていえば、今でも転作は「緊急避難」的な受けとめ方が底流にある。

このような地域的な対応の相違は、市町村の行政サイドや農協、農家グループの個々の対応の違いが大きいが、それをも規定するものとして以下の点をあげたい。

8) 第3期対策になり5年を限度に転作奨励金を打切る「転換畑」が導入されたが、岩見沢市のタマネギ転作地区のほとんどがこの「転換畑」として認定された。59年の岩見沢市の転作面積は3,019 ha, このうちタマネギは874 ha, また「転換畑」は962 haであって空知管内でも異例の大面积である。

この岩見沢市ばかりでなく、「転換畑」として認定されていく経緯は非常に興味深いものがある。空知の別の町村の例だが、他用途米への協力問題と絡み町村内の地区間の対立がもとでタマネギ転作している地区が止むなく「転換畑」と認定された、というケースもあり、他用途米と実質的にセットになる形で「転換畑」が扱われる、或は農民の中で受けとめられるとすれば、今後の転作の推移に大きな影響を与えよう。

ここでは岩見沢市でその経緯はもとかく、「転換畑」ということで実質的に転作の定着が見られることだけ確認しておきたい。

なお全道的に見た場合、網走、十勝など稲作限界地帯で「転換畑」の転作面積に対する比率が高いが、市町村別にはバラツキがあり、また上川では転作率が80~90%の上川北部の町村でさえ「転換畑」がわずか数%にとどまるものが多い。これは「転換畑」認定の権限が市町村長にあることとともに、転作対応の「緊急避難」的な対応の反映とってはいいすぎであろうか。

第1は、他作物と水稻の相対所得の問題である。米の低収量地帯（限界地帯）を除けば10a当り所得で水稻を上回る作物は少い。野菜、タマネギなど一部の集約的な作物に限られている。

第2は、水田の経営規模に係る問題である。これまで水稻単作できた空知の中でも、北空知の深川市周辺や岩見沢市は相対的に規模が小さい。これらの地域で農業専業でいくとき、集約的な単位当り所得の高い作物を指向する動きは当然の方向である。それゆえこの地域で前述した野菜、タマネギという対応が見られるのである。一方、北村、南幌に代表される南空知の多くの町村は相対的に水田規模が大きく、転作物の中でも粗放的な小麦を主とする対応であり、米への指向もより強いものとなっている。

しかしこのように空知管内で地域的な転作への対応の差が見られるとはいえ、全体としては転作は今でも「緊急避難」的な受けとめをされているのは先述した通りである。それは転作が、経営の論理でなされているのではなく、米穀流通面からの強制や奨励金の誘導によってなされているからである。ポスト三期で転作奨励金がどうなるか、その時米価水準がどうなるかによって転作の動向は決まるのであろうが、水田農家は奨励金の多寡と米価水準を天秤にかけ、単年度的な対応の道を選ばざるをえないであろう。奨励金を抜きにして転作の“定着”を語るには、あまりにも経営的条件（土壌・水利、技術等）、経済的条件（転作物の市場、価格条件）が未整備であるといわざるをえない。

また、転作のそれなりの“定着化”を政策が阻害している点も見逃すことはできない。水田利用再編対策になってからも、毎年のように転作目標面積、奨励金の額や種類、特定作物の種類、他用途米の導入⁹⁾等と政策は目まぐるしく変り、そのために市町村のレベルでも、集落、農家のレベルでも長期的な対策、経営設計を成り立たなくさせている。いきおい単年度反応的な緊急避難が続くことにならざるをえない。秩父別でぶつかっているビート問題はその好例といえる。

水田利用再編でビートが特定作物に指定されたため、昭和55年より町でも急激に作付が増えはじめ、56年には91haの作付となった。昭和55～56年に町全体で導入されたビート関係の機械は、転作促進対策特別事業によるものだけで、ビートミニプラント12台(1台27.52万円)、移植機22台(1台37.4万円)、収穫機10台(1台165.2万円)、施肥機4台(1台30.7万円)、除草機6台(1台98.5万円)計54台3,447.8万円(うち50%は補助)である。ところが第三期対策になりビートが特定作物からはずされた(地域振興作物には指定。特定作物との差額は1.5～2.5万円)ため、58年の78ha(75戸)から59年には一挙に19ha(19戸)に激減した。

そのため第一にビート関連機械の遊休という問題が生じた。補助事業で導入した54台の58年度末の償却残は422.7万円である。これは定率法による償却のためかなり少なくなっている。これら機械は、補助事業の関係で農

9) 第3期対策になって導入された他用途米であるが、秩父別町では食用米と全く同じく扱っている。くず米を中心に「作って」はいるが、59年の豊作年はくず米もあまり出ず、結局農家にとっては10,080円/60kg(ほかに道の補助1,000円)の安い米を出荷させられるのと同じことになった。町では1俵当り2,000円(60年は4,000円の予定)の補償金を出し合い、他用途米のとも補償を行っている。しかし他用途米のとも補償は基本的には各農家が水田本地面積の4.4%を消化することになっている。そのためとも補償の出入は、全面転作農家を除いてはあまりない。

ちなみに他用途米のとも補償の拠出額は $10,302 \text{ 俵} \times 2,000 \text{ 円} \div 2,700 \text{ ha}$ (町の本地面積) $=7,631 \text{ 円}$,つまり10a当り763円である。ところでこの他用途米の町での消化の仕方である。農水省は他用途米の作付けを転作目標の内数として扱え(つまり転作でも他用途米でも目標を達成すればよい)と指導している。ところが食糧庁から道を通じ町村に下りてくる時は、他用途米を数量として(秩父別町の場合は10,302俵)割当てられる。町ではこの数量を平年単収を基準に面積におきかえ、各農家に配分するのだが、単収は年ごと、集落ごとに差があり、調整するのに大変苦労しているようである。このような混乱を除くためには、転当割当てと他用途米割当てを別々にしてほしいというのが現場の声である。

協が所有者であり、各集落に集団で利用させるという形式はとっているが、実質的には各利用農家が個別的に所有し、償還している。58年度の未償却分を実質所有農家(22戸)で割ると1戸当り19.2万円の負担となる。さらに、例えば調査農家No.7のように個人で移植機(37.4万円)、ビート用ハウス(180万円)を購入した農家もあり、個人への負担はさらに大きい。59年度にも僅かながらビートの作付けはあるので、これらの機械の全てが遊休したわけではないが、政策が転作の“定着”を阻害し、転作を担う個別農家への負担を強い責任を逃れることはできまい。

ビート問題は機械の遊休にとどまらず、第二にローテーションの困難という問題を惹き起した。小麦の連作障害が発生し始めたことは前述した。連作障害を防ぐには、小麦とビートの輪作が好ましいとされ、そのためもありビートの作付けが広がったのである。だが奨励金の減額は、その体系を崩してしまった。とくに転作田の借地では、特定作物の作付けが借地の条件なので、あえてビートを植える場合はその差額(1.5~2.5万円)を地代として上乗せするほかない。上乗せ地代を支払ってまでビートを植えるほど、ビートの収益性は高くなく、借地関係も安定的ではない。このようにビート問題は、土地利用上も大きな問題となっているのである。

「転作奨励金に作物格差があるのはおかしい」との声は調査農家No.1ならずともきく。そもそも特定作物を設け奨励金額を多くしたのは「自給力向上の必要性の高いもの」を奨励するためであった。しかし、それは逆にいえば自給力が低く戦後農政によって安楽死させられた作物であり、「需給に問題が生ずるおそれ」のないものを特定作物として選択したはずであった。それは一つの農業問題(米“過剰”)の解決が、他の農業問題(他作物の過剰)に波及することを避けるための政策措置であったと思われる。さらにいえば、特定作物目という形で奨励金を増すことによってしか転作作物を誘導することができないということ自体、転作の“定着”が困難であることをはからずも告白しているといえる。

ともかくビートも「需給に問題が生ずるおそれ」が出たため特定作物からはずされたのであるが、ビート問題に象徴される問題は、米生産調整の難しさ（農業問題の深刻さ）を端的に物語っているといえよう。

(2) 転作は構造政策（農地流動化）を推進したか

道央稲作中核地帯の空知では、大幅転作割当てのあった昭和55年以降、農地移動は停滞し、農地価格は停滞・下落している。農地価格が下落しているにもかかわらず売買が進まないのは買手の農家経済の悪化、水田の先行き不安等が重なっているためである。正規の賃貸借が思うように進まないのは様々な要因があろうが、転作奨励金や転作田借地の上乗せ地代さらにはとも補償、が正規の賃貸借を阻害している直接の原因であることは間違いない。それに代って転作田借地（上小作）が活発になってきた。水田地価の下落傾向と上小作の地代上乗せという奇妙な現象をどう説明するのかは今後の課題としたい。だがともかく、10余年続いた減反政策、連続冷害や米価の低迷、さらに経済不況による農家経済の悪化等、米作をめぐる錯綜した状況がこのような奇妙な現象をもたらしたことはいえよう。

転作奨励金は、転作をした“ひと”にではなく“もの”つまり所有に支払われるものである（ただし利用権設定の場合には耕作者に支払う）。その意味で奨励金が「所有の論理」を優先させ、奨励金が地代化していくのは必然的であったともいえよう。このほかとも補償が地代化してきたことも秩父別町でみてきた如くである。このように転作奨励金が高地代をもたらし、それゆえ高地代（化政策）が農地流動化を阻害してきたのは必然的ななりゆきだともいえる。そもそも水田利用再編対策とはいっても、その政策の本質は従来から続いた米の減産政策にあり、財政負担の軽減に第一義的な目標がある。しかし、同時にこの政策も他の農業政策と同様、政策を通じて国内外に現われる農業問題の問題化を阻止し（先のビート問題を想起せよ）、またすぐ後に述べる如く地域矛盾の発現を阻止することにも政策は留意せざるをえない。その意味では水田利用再編は政策そのものが構造政策と矛盾する面をはじめ

からもっていたのである。

ともあれ、転作奨励金は上小作を発生させた。貸手は奨励金の取得を条件に安心して水田を貸すことができるし、借手は奨励金のおかげで「安く」借りることができるからである。北海道における奨励金の相対的高さと、規模の大きさという要因が、上小作発生の一要因であることはみてきた如くである。また、「6」(1)節と一見矛盾するようであるが、転作の条件つき“定着化”と転作物がそれなりに収益性のあることも上小作発生の一要因であることもみてきた如くである。

現地では“転作成金”という言葉をきく。転作貸付け農家の“豊かさ”を表す表現であるから厳密には“転作貸付け成金”ともいうべきだろう。ともかく冷害と闘いながらの稲作生産や、新投資をし苦勞して転作物を作るよりも、何もせず全面転作貸地をした方が豊かでかつ安定的であるというのである。転作で“成金”になった農家がいるかはともかく、水田利用再編が「高地代政策」として行われ、それがいわば社会政策的作用をもたらし、高齢者農家や兼業農家の離農（厳密には離村）を防止し、村落秩序の維持機能を果していることは確かである。しかしそのことが農地流動化を阻止し、中核農家の不満を募らせていることもまた確かである。

さて、上小作は今後どう展開するであろうか、上小作が水田利用再編（とくに第二期対策以降）による徒花であるとすれば、上小作の趨勢もまた米の減反政策およびその奨励金額の帰趨による。今の政策がそのまま続くとすれば、上小作もおそらく今のまま存続すると思われる¹⁰⁾。

しかし転作奨励金が下った場合はどうだろうか。奨励金が下ったとしても（減額の程度によろとはいへ）貸手のほとんどは転作にせよ、稲作にせよ機械等を所有しておらず、貸付け（あるいは作業委託のいう名の事実上の貸付け）を続けざるをえまい。その場合の地代水準であるが、貸手としては奨励金の減額分を地代に上乗せしたいだろうが、それは考えにくい。借地拡大剩

10) ただし、きわだって増加するとは考えにくい。第一に、貸手の数は限度に近いと思われる。労働市場の逼迫で兼業化は停滞ないし後退しており、(水田利用再編が高度成長破綻後に現われた意味)、高齢者農家の滞留も限度に近いからである。第二に上小作に対する社会的批判もあり、農業委員会も正規な賃貸借を指導し、いわゆる“掘り起し”に本格的に取り組み始め、主として農業者年金がらみで利用権設定が増加する動きを示しているからである。付表を見てほしい。59年になり利用権設定件数、面積とも急増している。以前と比べてその特徴は、①契約年数10年以上の比率が件数で65%、面積で79%と著しく高まったこと、②1件当りの面積が215a(10年以上のもの263a、それ以外129a)と倍近くになったことである。この10年以上の契約のうち農業者年金の離農給付金(一時金)62万円受給のものが4件、経営移譲年金受給が2件ある(58年以前には農業者年金に関連したものは1件のみである)。60年は1月末時点の農業委員会での聞き取りでは離農給付金、或は経営移譲年金給付のものが増加しているという。

付表 利用権設定件数、面積

年	件数		面積(a)		同10年以上(a)		10年以上の比率(%)	
	計	うち10年	計	うち水田	計	うち水田	計	水田面積
昭 56	5	4	671	671	520	520	80.0	77.5
57	5	3	1,166	808	569	211	60.0	26.2
58	12	3	1,067	1,033	258	232	25.0	22.5
59	17	11	3,661	3,658	2,888	2,885	64.7	78.9
60	4	2	763	763	480	480	50.0	62.9
累 計	43	23	7,328	6,933	4,715	4,327	53.5	62.4
継続中	34	17	6,490	6,095	3,983	3,595	50.0	59.0

注：1) 各年とも1月～12月までの実績、60年のみ1月末現在

ところで転作田の上小作をとりやめ利用権設定に切替えたケースはまだない。それは上小作の貸手の1つのタイプである高令世帯の場合、そもそも農業者年金に加入しなかった(できなかった)ことが多いと考えられること、その場合でも利用権設定を行い離農給付金を取得できるが(面積などの要件はある)、一時金として62万円を受給するよりは、転作田の上小作を継続し転作奨励金を取得する方が現状では有利であるなどの理由があげられよう。したがって農業委員会の“掘り起し”活動によって利用権設定自体は増加するとしても、上小作から切り換えて利用権設定する動きは少いと考えられる。

余追及型の農民も「現在の1.5万円が限度であり、それ以上なら借りない」と言っている。では現在の1.5万円の上乗せ地代を固定して、いくらまで奨励金が下がったら正規の賃貸借に移行するであろうか。現在の利用増進法にもとづく地代は最高額で10a当り3.9万円であるが、調査農家No. 3は上乗して5万円支払っている。この5万円という額は上小作に引きづられての額であろうが、表-13による米生産費で北海道3ha以上の昭和50~55年の余剰

表-13 稲作3ha以上層の10a当り余剰(北海道)

	修正所得	家族 労働費	資本利子	余 剰	5年移動平均
昭 48	62,979	18,764	2,444	41,771	
49	90,789	24,866	3,586	62,337	
50	81,973	25,186	4,142	52,645	52,370
51	71,492	28,432	4,620	38,440	58,100
52	98,851	26,504	5,689	66,658	55,515
53	105,513	28,900	6,195	70,418	52,227
54	86,635	30,797	6,423	49,415	48,713
55	76,629	34,616	5,807	36,206	42,595
56	65,369	38,310	6,189	20,870	(30,691)
57	77,572	35,059	6,449	36,064	
58	(56,784)	(39,407)	6,476	10,901	

注：1) 『米生産費調査』の各年次より作成

2) 転作した場合、転作に伴う稲作付面積が減少した分だけ固定資本部分の単位面積当り負担額は増加する。これを機械の償却部分についてだけ考慮して算出したのが修正所得である。本文の注：6)の前段部分参照。

からみても、借地による採算ベースと一応考えられる。すると奨励金が地代5万円マイナス1.5万円で、3.5万円まで下がったら正規の賃貸借に移るが、それまでは上小作が続くという計算が成り立つ。しかしその場合、年金と奨励金(プラス地代)で生活している高齢者農家の生活破綻という問題が発生するわけであり、どう展開するかは予断を許さない。

(付記、本稿の土台となった現地調査においては秩父別町の役場、農協、農業委員会、空知北部地区農業改良普及所、調査農家の皆様にお世話になった。

とくに、秩父別町産業課農政係長 松本徳一氏，秩父別町農協営農部営農推進課長 丸山豊氏〈いずれも当時の肩書〉，町転作促進協議会会長 植田顕治氏には多大なる協力をえた。心より感謝申し上げます。また調査の実施は執筆者二人のほか，東京農工大学教授 梶井功氏，道立中央農業試験場 西村直樹氏，道立十勝農業試験場 荒木和秋氏の協力をえた。改めて謝意を表します。)